

開 会 午前10時00分

○副委員長（澤山美恵子君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の予算特別委員会を開きます。

昨日の地震について、当局から発言の申出がありましたので、これを許可します。防災対策課防災対策班長。

○防災対策課防災対策班長（三浦徹也君） 昨日発生しました地震の対応について御報告いたします。

午後11時36分に発生した地震により、沿岸南部で震度5弱を観測したことから、同時刻に災害対策本部を設置し、3役ほか職員47名で情報収集と避難所6か所の開設に当たりました。

被害の状況は、現時点では人的及び物的被害の情報はありません。

なお、避難者数は、避難所で受付をした方が24名、車での避難は62台を確認しております。引き続き、被害情報の収集に努めてまいります。

以上、報告いたします。

○副委員長（澤山美恵子君） それでは、予算書の93ページをお開きください。

9款消費費1項消費費、94ページ全部。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 防災費のところで伺いたいと思います。防災費全般ということで。

まず昨日、職員の皆様も遅くまで対応、お疲れさまでした。被害がなかったということで、ほっとしたところでございます。

それで、防災費全体、消防訓練について伺いたいんですけれども、役場庁舎、長いこと消防訓練をしていないというお話を聞いております。消防法では、非特定防火対象物は、収容人員50名以上であれば年1回以上は消防訓練を行わなければならないとあります。自衛消防訓練ということで、防火管理者が消防計画に基づいて、消火、通報、避難の訓練を実施することが義務づけられております。義務づけられているにもかかわらず、訓練を行わないのか、あるいは行えない何か事情等があるのか。その辺の理由を教えてください。

○副委員長（澤山美恵子君） 企画財政課。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

防火管理者については、私、今年度、庁舎管理という企画財政課に異動いたしまして、まず11月に資格のほうを受講してきたところであります。

まず、消防法による消防計画、今現在、作成作業に取り組んでおりまして、来年度に向けて計画策定は今現在取り組んでおります。その計画策定に基づき、来年度からは計画的な消防訓練等に取り組んでいきたいと思っております。

現在までということではありますが、現在までは、消防計画がまず未策定ということで、その計画をまず位置づけた上で、今後取り組んでいきたいと考えております。

○副委員長（澤山美恵子君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） ちなみに、これは何年ぐらいされていないのでしょうか。

○副委員長（澤山美恵子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 震災後、この庁舎に移ってからは実施はしていないというのが状況であります。震災前の旧庁舎については、ちょっと分からないということで、すみません。よろしくお願いします。

○副委員長（澤山美恵子君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） この庁舎になってから一度もやっていないということで、大震災の津波を経験した我々は、避難訓練といえば、とにかく津波避難訓練に力を入れがちなんですけれども、地震、火災による建物災害というのもやはり常に想定していなければというふうに思うんですね。しかも、職員140名が勤務していて、常に町民が訪れて、住民サービスが行われているこの庁舎でございますので、災害があれば、ともすれば、これは大パニックにも陥りかねないと感じております。

日頃の訓練が、いざとなったときの行動につながると思いますので、今後は確実に年に1回は行っていただきたいと思います。御意見あれば。

○副委員長（澤山美恵子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 菊池委員、御指摘のとおりだと思います。今後は計画を速やかに策定した上で、計画的に取り組んでいきたいと思っております。

○副委員長（澤山美恵子君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 私も同様のことを伺います。

建物を許可、認可を受けるときに、附帯で消防の検査だったり、消防の事業計画みたいなものがセット、老人ホームの場合はね、この建物もそうだと思うんですが、そうしたときに、数年間されていないものに対して、消防課長、これは指導してきているんで

すか。その辺の関係がないと、やっていなかった、すいません、来年からやりますの前に、建物の維持管理だとか、防災を預かる者の責任として、そこに消防が絡んでくるわけですね。私たちも毎年、立入検査を受けて、総合訓練を年に2回、月々、情報収集だとか、いろんな訓練をしていますよね。それが本家本元がされていないという関係で、消防課も当局の中に入っているんでしょうけれども、消防署としての見解はどうですか。

○副委員長（澤山美恵子君） 消防課長。

○消防課長（三浦浩二君） 一応、私、今この委員会では消防課長という立場ですが、消防署として、一応立入検査時、防火管理者の選任と消防訓練の実施については再三、町には提出というか、指導しております。去年あたりから指導を続けているんですが、防火管理者の財政課長が防火管理者の講習を受けるということで、消防計画または防火管理者の選任を、うちではちょっと提出を待っている状況であります。

○副委員長（澤山美恵子君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） だから、消防署、何々署、税務署、いろんな権限を持っているわけですね。やっぱり不適切であれば、きちっとした指導をする。指導で事足りなければ改善命令を出す。今の答弁だと、防火管理者が不在だったと言っているんですね。防火管理者は不在なんですか。建物に必ずいなければならない人ですね。それが1人しかいなくて、退職して、今、新しく採るとかというなら分かるけれども、何年間も不在というのは普通考えればですよ、あり得ないことなのかなと思いますよね。

例えば、例で出しますけれども、うちの法人は防火管理者の資格は4名も5名も持っています。消防署が主催して防火管理者講習をやるじゃないですか、あれを受ければいいだけの話ですね。それを何年も消防署が指導してきたのに、それを受講すらしていないというのは、これは行政として怠慢ということになると思うんですが、いや、言葉きつくはないですよ、怠慢だと思いますが、その辺の認識を当局はどのように捉えているのか。

○副委員長（澤山美恵子君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） この庁舎の防火管理者の件でございますけれども、この庁舎改修をした年に、私が防火管理者の講習を受けて、防火管理者として登録をして、消防計画の策定等の着手をして、人事異動に伴って、次の部署等に異動になっていたというような状況ですので、今の企画財政課長が防火管理者になる前までは、私の名前でのこの庁舎の防火管理者というような取扱いにはなっております。

○副委員長（澤山美恵子君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） だとすると、今の総務課長が防火管理者だったときからやっていないということですよね。防火管理者がずっといないのではなくて、いたけれども消防の避難訓練が実施されていなかったという話ですよね。例えば、担当が企画財政課だから、その人が取ってからではなくて、建物の中に誰か有資格者がいれば、特命でもいいから、次の人が育つまでやってけるやというのが普通ですよ、だから複数名いるんですよ、いないと駄目だから。異動したから不在になりましたというのは、それは違う、建物の維持管理だから。

丁寧に話しますよ。やっぱりその辺の、行政が本来は民間を指導しなければならない立場の本家本元がされていないということは非常に落ち度があると。影響力がなくなりますよ、そういうことをやっていけば、的確にすぐ是正をして、訓練をやっぱりやると。菊池委員も発言しました。百数十名の職員がいて、不特定多数の町民が訪れる。さあ火が出た、どこだ、初期消火だ、通報だ、連絡だ、避難誘導だ、車椅子のばあちゃんがいた、非常持ち出しは何なのか、それを定めるのが消防計画です。ペーパーでしかないものというようなペーパーです。

やはり訓練をして、昨日のような有事の際に初めて人が動くわけですよ。やはり身を引き締めてやらなければならないことはきちっとやっていくということを見せていかなければ信頼を損ねるといことになると思いますので、今後きちっとやってください。

○副委員長（澤山美恵子君） 今のことはいいですか。（「答弁があれば聞きます」の声あり）答弁があれば。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） この役場庁舎は、職員が仕事をしているだけではなくて、やはりお客様が来庁されている建物でございますので、やはりその辺の消防計画の整備であったりだとか、訓練というのは速やかに実施してまいりたいと考えております。

○副委員長（澤山美恵子君） 阿部委員。

○6番（阿部三平君） これは、阪神大震災、あれから27年、それから、この間の東北大震災、あとはタベの地震、こういったようなことが予測不可能な状態で起こるわけですよ。ゆうべもテレビで、大きなビルのどこか、仙台が火災がと、やっていました。私も、注意報ですが、小鎚のほうに上がっていきましたら、既にそれで20台以上の避難者が車で向かっていました。みんなその大変さというか、体験に勝る学習なしだと私は思っています。いつか誰か言っていました、やってみせて、言って聞かせてというよう

なことになるんだと思います。

あとは、こういう震災があるたびに、やっぱり防災って大事なんだよな。自分のことを含めてですが、正直に言いますと、阪神大震災が起こるまでは、防災というのは消防団、消防署が、やっという、頼むぜというようなのが本音でした。ただし、こういった経験をすれば、防災というのが大事だというのはみんな分かっています。そして、お互いにそうですけれども、人のことは分かるんですよ。自分のことは何か分からないというのか、そういったようなことはずっと続いてきたことが本当です。

だから、もう一回初心に戻って、自分たちもやらなきゃならないんだというようなことで、その計画をつくり、それにのっとって、まずやってみる、やる。それが、不特定多数の人が来ていますので、絶対に必要なことだと思います。

私も少し遠慮して、なかなか言うこともなかったんですけども、その辺併せてよろしく、今後お願いします。終わります。

○副委員長（澤山美恵子君） 答弁はいいですか。（「よろしいです」の声あり）

小松委員。

○14番（小松則明君） では、私から消防署長にお伺いいたします。

消防署、税務署、警察署、この「署」は罰則をできる署ですよ。法の規定により、下調べをし、そしてそこに出向き、その「署」ですよ。そして、簡単に言えば、ガソリンスタンド、営業します、それに提出のものを出して、検査に来て、検査不備だったら営業できないですよ。このぐらいの役所の不備についての罰則規定は何条の何項に当たりますか。あるはずですよ。調べてください。

○副委員長（澤山美恵子君） 消防課長。

○消防課長（三浦浩二君） ちょっと、この委員会で、私、消防課の消防団事務の立場で出席しているもので、そのことについて答えていかどうかというのは、ちょっと委員長、どうでしょうか。（聴取不能の声あり）行政事務組合の業務です。

○副委員長（澤山美恵子君） 暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時17分

○

再 開

午前10時35分

○副委員長（澤山美恵子君） 再開します。

総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 先ほどの小松委員の質問にお答えいたします。

適用されるのは、消防法第8条第4項でございます。内容は、防火管理業務適正執行命令に従わなかった場合という罰則等が適用される可能性があるというものになります。

○副委員長(澤山美恵子君) 小松委員。

○14番(小松則明君) 本当にありがとうございますというか、庁舎内、今までいろんなもの、火事というものもなかったし、みんな火についても気をつけてきたと。私が知っている中では1回、地震が来たという想定で、荷物を持って中央公民館に避難した訓練は見ています。やっぱりそういうもので、少し抜けていた部分があったということで、今後は、企画財政課長が言っていました11月とかなんとかと、今年の11月でしたか、さっき言ったのは。年内、4年度中にやるということで、それで今回はまず、いいことにすることじゃないですけども、やっぱりその管理者、ちゃんとやってください。今後何かあったときには、今の言っていることが、あのとき言っていたでしょうということになりますので。

あと、署長と呼んでしまったことについては、課長、申し訳ありませんでした。このことについては、委員長、削除と、それから少し言い過ぎた部分も多々あると思いますので、そこはよろしくお計らい願いたいと思っております。私も熱弁を振るうほうなので、委員長、何とぞよろしく願います。

○副委員長(澤山美恵子君) 分かりました。

○14番(小松則明君) 当局からあれば、願います。

○副委員長(澤山美恵子君) 町長。

○町長(平野公三君) 御指摘の件、しっかりと受け止めて、消防計画をつくって、訓練を令和4年度中にはしっかりとやるということと、やはり、やってながらということと言われるかも分かりませんが、公の施設も、委託も、管理も含めてありますので、そういう部分の総点検をしっかりと、今回の指摘を受けて、実施しているかどうか等も含めて、もしそういう形で消防計画または訓練がなされていないかどうか、消防署と連携を取りながら、しっかりと進めてまいりたいと思います。

○副委員長(澤山美恵子君) 96ページ上段まで。

10款教育費1項教育総務費、96ページ下段まで。

97ページ下段まで。白澤委員。

○2番(白澤良一君) すみません、ちょっと1点だけ。報償費の中で、講師謝金で792万

1,000円、これは今年度が529万円だったんですが、これが二百数十万ですかね、増えて、この金額になっていますが、増加したというのは、例えば特別な講師を招聘して、何か講演をすとか、そういう目的で増額した予算なんですか。

○副委員長（澤山美恵子君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

ここに記載しております講師謝金につきましては、例えば学校支援地域コーディネーターの謝金であったり、「ふるさと科」に御協力いただいた地域の方に対する学生支援ボランティア謝金、あとは登下校の交通安全保安員の謝金等も含まれております。そういったところで、それらの積算根拠を基に増額ということで計上させていただいております。

○副委員長（澤山美恵子君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） 私が聞いたのは、このアップした要因というのは、どういうことでアップしたんでしょうか。例えば、今、指導員を多くお願いすとか、特別な先生方を呼んで子供たちのために講演をすとか、私は将来の子供たち、大槌のことを担う将来の子供たちのためにお金を使うのは、それはやぶさかではないと思っていますので。こちらのほう、約300万円ぐらいアップしたと、今年は何で、その要因をちょっとお尋ねした次第です。

○副委員長（澤山美恵子君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） すみません。明確な答弁にならないで申し訳ございません。前年度予算の講師謝金としての計上部分を、先ほど申し上げた、言うなればコミュニティスクールといいますか、「ふるさと科」に関する講師謝金のところを、ほかのところにあったものをまとめたので、一見増額になっておりますが、何か特別な講師を呼ぶとかではなくて、去年の予算の目の部分で別なところにあったものを集約したということでの増額ということで認識しております。

○副委員長（澤山美恵子君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） 確認します。そうすると、今年のものも、もしかすると合算すると同額程度になるという理解でよろしいでしょうか。

○副委員長（澤山美恵子君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） そのとおりでございます。申し訳ございません。

○副委員長（澤山美恵子君） 98ページ下段まで。

99ページ上段。進行します。

2項小学校費、100ページの下段まで。進行します。

101ページ、小学校費の上段まで。進行します。

3項中学校費、102ページの下段。臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） 申し訳ありません。委託料の中での放課後等学習支援活動事業業務委託料が2,800万円、これは子供たちの学習習慣の確立とか基礎学力の向上を図ることが主な目的で、この事業を委託していると思うんですが、この「放課後等」というのはどういう意味を指しているのでしょうか。例えば、放課後以外のことも時間を費やして学習指導をするので、「等」ということをつけているのか。この「等」という意味合いはどういうことなんでしょうか。

○副委員長（澤山美恵子君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

「等」というのは、夏休みとか冬休み、そういった長期休業の部分を指しております。

○副委員長（澤山美恵子君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） 了解しました。そうすると、例えば春休み、夏休み等、そういうときでも学習を指導するということで理解してよろしいですね。

○副委員長（澤山美恵子君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） 長期休業のところでの開設に係る事業ということになります。

○副委員長（澤山美恵子君） 臼澤委員。

○2番（臼澤良一君） それじゃあ、今年度の予算書では3,200万円ですが、来年度は2,800万円と減額しているんですが、その減額の理由というのは、委託の業務の内容が変更されているのか、どういう内容で変更されているのか。ちょっとお尋ねします。

○副委員長（澤山美恵子君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

減額の理由というところでございますが、こちら、委託先との概算契約という形になっておりまして、昨年度の実績というものを基にしながら積み上げたものでございますので、特に事業内容が大きく変化するということでの減額ではないということをお知らせしたいと思います。

○副委員長（澤山美恵子君） 103ページ上段、4項義務教育学校費、105ページの上段まで。佐々木委員。

○3番（佐々木慶一君） 104ページの委託料の通学バス運行委託料について、ちょっとお伺いしたいと思います。

この2,900万円というのは、恐らく4月以降の廃止路線分は除いた費用だと思いますけれども、廃止路線の通学路の事前点検結果で危険とされていた安渡の立体交差の防護柵とか、安渡橋の東たもとの交差点設置とか、あるいは歩道を自転車で走行することの一般歩行者への周知とかということについては今後実施するという一般質問での答弁がありましたけれども、4月からの徒歩通学に際して、交通指導員は当然配置するでしょうが、順番としたら、こういった安全対策は後追い実施で、スクールバスの運行をまず優先させて実施するという理解でよろしいでしょうか。安全対策の完了を待たずにスクールバスの廃止をするということによろしいかという点が1点。

もう一点。先日の一般質問の答弁で、歩行通学のメリットとして肥満解消を挙げていました。学園から指示いただいた数字では、スクールバス以外で自家用車を使用しているのは、けがや体調不良と思われる10人程度で、あとは徒歩とか自転車通学という答弁がありました。しかし、その実態は10倍以上の、10人じゃなくて120人ぐらいの児童生徒が自家用車を使用しております。

小学校で4キロ未満、中学校で6キロ未満というのは徒歩または自転車通学としていきますけれども、結果として100人以上の児童生徒が自家用車通学をしているというのは、スクールバスを廃止したというのは肥満解消に結果として反しているんじゃないかなと思うんですけれども、この2点お伺いします。

○副委員長（澤山美恵子君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

まず初めに、スクールバスの廃止のタイミングということでございますが、来年度4月から路線は、これまで御説明してきたとおり、安渡、赤浜、桜木線の部分につきましては、4キロ、6キロの規定に従いまして廃止としたいと考えております。

安全対策ということで、これまでも答弁してきたところでございますけれども、交通安全の保安員につきましては4月の登校時から配置をするということで動いております。あとは、歩行、自転車が通るといふ部分の標識につきましては、やはり関係機関と連絡を取り合ったところ、通学路の実績があつての設置ということで確認しておりましたので、実際に通学路を来年の4月1日から、初めて歩行者、自転車が通ることによって設置されるということを確認しておりますので、そのところをしっかりと関係機関には設置

の要望をしてみたいなと考えております。

2点目につきましては、健康上の朝登校、朝、通学路を歩いてくると、4キロ未満または6キロ未満の児童生徒については徒歩または自転車で通学するということについては、この間答弁したとおり、メリットも大変あると考えております。ただ実態は、確かに委員御指摘のとおり沿っていない部分があるということは認識しました。

引き続き、学校と連携しながら、保護者の皆さんに、ぜひそのところも御理解いただきながら、登下校についてお話ししてみたいなと考えております。

○副委員長（澤山美恵子君） 佐々木委員。

○3番（佐々木慶一君） 答えになっていなかったと思うので、要するに安全対策を後回しにするのかという答えになっていないということと、スクールバスを廃止したということは肥満解消に反しているんじゃないかという質問に対しての答えになっていないので、そこを改めてお伺いしたいのと、2つ目の質問として、自家用車通学をしている児童の保護者に実際に、先ほどの120人の、もちろん全員じゃないですけども、送迎している親御さんにちょっと聞いてみたんですが、何で送っているかというのと、やっぱり通学距離が長い。長いといっても、10キロ、20キロではもちろんなくて、今、徒歩通学圏内とされている柵内とか大ケ口、3キロ、4キロの人たちが非常に多くなっています。3キロ、4キロだと、やっぱり徒歩通学距離としては長いという認識を持っているんですよ、保護者は。

今後は、桜木町路線とか安渡路線、廃止になると思いますので、その辺も大体3キロ、4キロの圏内にあると思います。

したがって、その圏内の人たちは徒歩通学をしてくださいとなっても、恐らくほかの柵内、大ケ口地区と同じように自動車通学になるんじゃないかなということを懸念しています。

距離が長いということ以外に、道路が復興工事でよくなって歩きやすくなった点もあるでしょうけれども、車もスピードを出しやすくなって、最近見ていると、車の出すスピードが速くて怖いという声であるとか、あるいは毎年暖かくなると通学路で熊が出るので怖いとか、あるいは下校時に暗くて1人で帰らせるのがちょっと心配だというような声もあります。

今後、こういったスクールバス運行基準の見直しの検討を再度行うべきじゃないかなと思うんですけども、その辺のところをお伺いしたいと思います。震災前のほとんど

の小学校の通学距離というのは大体2キロ以内だった。例えば今、吉里吉里学園の小学部に関しても、浪板の一番遠いところでも2.5キロ……。

○副委員長（澤山美恵子君） もう少し簡潔にお願いいたします。

○3番（佐々木慶一君） はい。くらいしかないので、スクールバスの運行基準を見直してはどうかというのが1点目。

それから、4月からスクールバスが廃止となる地区の保護者の声として、スクールバスを継続してほしいということを担当の先生にお願いしても、あるいは有料でもいいのでバスに乗せてくれませんかをお願いしても、学校からは、決まったことなのではないですという返事しか返ってこない。だから、保護者としては、学校に対して何を言っても無駄だという認識を持っているんです。ですから、その結果、大ケ口とか柁内地区の保護者たちも、しょうがないので自分たちの車で送ろうかという仕組みに今なっているんじゃないかなと思います。

要するに、保護者が本当に望んでいることと、本当に心配していることに耳を傾ける仕組みになっていないんじゃないかなということが一番懸念しています。今後の保護者の対話、説明の在り方についての当局の考え方、この2点、先ほどの1問目の2点と含めてお願いします。

○副委員長（澤山美恵子君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

まず、安全対策というのが後回しになっているんじゃないかという御指摘の部分につきまして、先ほど説明が私のほうで十分に明瞭にできなかったということで反省しております。

委員会としましても、本当であれば通学路になる歩道を自転車が走行するということ許可する標識が立って、そこを走行させたいという思いもありました。ただ、それが関係機関との協議で、先ほども申し上げたとおり、通学路として実績があって上申するということに、そういう説明を受けましたので、実際に通学路として活用するというところで、そのハード面が整っていくというのを理解しましたので、4月のところから自転車について歩道を走らせていくということを考えているという答弁をさせていただいたところでございました。

2点目の、保護者への説明が十分になされていないんじゃないかという部分につきまして、これも一般質問のときに答弁させていただきましたが、保護者への説明会という

のはさせていただきますけれども、自転車で行くことを地域の方は御存じないんじゃないかという御指摘もいただきましたので、今後、広報でもお伝えしていきながら、通学路が変更になって、ここを子供たちが登校したり、また自転車で通行することになるということについてはお知らせして、地域の方にも理解を求めていきたいなと思っております。

ただ、来年度から見直して、通学路線等々変更してまいります。その後、やはり今それに向けて学校でも登校訓練等、児童生徒ともにやっているところがございますけれども、これから来年度、運用していく中で、いろいろ反省点等、挙げられることもあると思います。そういったものも学校と連携しながら、情報共有しながら耳を傾けていくということはしてまいりたいと考えております。

○副委員長（澤山美恵子君） 佐々木委員。

○3番（佐々木慶一君） また再度答えていないのですけれども、自転車通学のことしか言っていないんですが、安渡立体交差の防護柵とか、安渡橋東のたもとの横断歩道、この辺の回答がなかったので、再度この辺は確認したいと思います。

それから、最後の質問になりますけれども、常日頃からの保護者との綿密な対話というか、本音で話し合える環境にないんじゃないかなというふうに、今まで周りの人の話を聞くと、そういうふうに思います。難しいと思われるのであれば、保護者なり子供たちの意見を聞く場として、例えば無記名でアンケートを取るとか、どういった教育環境、通学環境を望んでいるんですかというようなことを聞いてもいいんじゃないかなと思います。

いずれ、今の答弁にもありましたように、学園からの一方的な押しつけとか説明みたいなやり方で進めると、結局親は泣き寝入りしてしまうことになってしまう。こういうふうに決まったんだから広報で流します、このとおり従ってください。ですけれども、親はそれに心配の心を持ちますということで、本音で保護者、児童生徒、要はこれも町民です。町民に本当に耳を傾ける姿勢を教育環境部門としても持っていただきたいと思っております。この2点お願いします。

○副委員長（澤山美恵子君） 学務課長。

○学務課長（杉田哲朗君） お答えいたします。

まず、1点目の、先ほどお答えしなければいけなかったところ、申し訳ございません。防護柵の設置につきましては、今年度の交通安全プログラムでも、危険箇所として関係

機関とともに認識しておりまして、設置は来年度中ということになってしまうと思いますが、そこについてはしっかりと要望していたところでございます。

2点目で、やはり保護者の方への説明という部分につきまして、説明会も、これもさきに申し上げたように開かせていただいて、しっかりと御説明したつもりではございましたが、これも先ほどの答弁と同じになってしまうかもしれませんけれども、今後、来年度以降の通学支援、また通学路の変更等々、それに関わる御心配等々にも、しっかりと情報を集めながら考え、検討していくということは続けていきたいと思っております。

○副委員長（澤山美恵子君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 私からお答えいたします。

先ほど佐々木委員から御指摘ありましたように、確かに、学校と、学校教員と、そして保護者がやはり本音で話し合って、そして理解を求めていくということは本当に大事なことだと思います。一方的な説明で終わるんじゃなくて、やはり保護者の御意見もいただくということも大事だと思っております。

学校の職員は、やはりそういうことも考えながら説明していく説明責任があると思えます。その辺も今後、学校に対して指導してまいりたいと思えます。

併せて、もう一度、一般質問でもお答えいたしましたが、来年度もやはり保護者に対して丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。以上です。（聴取不能の声あり）そのとおりでございます。私たちも保護者の御意見等も伺いながら、やはり今後の教育委員会としての方針も進めながら御理解を求めていくという考えでおります。以上です。

○副委員長（澤山美恵子君） 11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

○

再 開 午前11時10分

○副委員長（澤山美恵子君） 再開いたします。

5項社会教育費、106ページ下段まで。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 安渡分館の指定管理の委託料660万円でお伺いいたします。

来年度から安渡の町内会がやるということなんです、この660万円の積算根拠を教えてください。

○副委員長（澤山美恵子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 芳賀委員の質問にお答えします。

安渡分館の人員費の関係なんですけれども、分館長が1人と、あと分館のサブ、パートの方が1名ということで、一応二人工というところで計算しております。

あと、それ以外に施設の管理とかというのもありまして、こちらのほうが今現在もやっておりますけれども、消耗品とか、あるいは光熱費とか、あと通信運搬費、そのほかに委託している自家用電気工作物とか、そういう法的な分を積み上げて積算しているところがございます。

○副委員長（澤山美恵子君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 今まで分館長がいて、1人分相当の人員費だったものが、パート含めて0.5、その1人分というのが何の根拠の1人分なのかもお聞かせください。

いろんな地域の事情があって今回、指定管理になったわけなんですけれども、それをとやかく言うつもりはないんですよ。今、安渡の、例えば使用人数、利用人数がそんなに多くないという実態はありますよね。そこに今まで1人をお願いしていたので、何で1.5になるのかというのはちょっと疑問が残る。増えていって、やはり大変だよねと、安渡の公民館も活性化してよかったね、やっぱり1人じゃ駄目だから0.5分も足すかというのなら分かる、話はですよ。片方、吉里吉里は物すごい人数けれども1人分相当だと。これは0.5を出せと言っているんじゃないよ、私は。

やっぱり公民館、分館は……まずそこを最初に聞かせてください。1人と0.5の積算の中身。

○副委員長（澤山美恵子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 芳賀委員の質問にお答えします。

現在まで方法としまして、先ほど芳賀委員さんもおっしゃられた、分館にまず1人の分館長を配置しておりまして、主な業務としましては、貸し館受付とか、あと日常の施設管理業務をまず担っていただいております。

今後、指定管理者制度を導入した場合の違いなんですけれども、それまで生涯学習課直営でしていた事務手続、例えば分館事業のいろんな支払いとか、先ほどもお話ししましたけれども、施設を管理する上で必要な、いろんな工作物の保安管理とか、あとは点検、委託とか、そういった契約事務とか立会いとか、あとは委託料の支払いとか、そういう業務が加わるということで、結果的に分館の業務を担っていただくということになります。さらに、施設の維持管理のほかに、分館における独自事業の実施とか、いろんな地域コミュニティの醸成とか、あと、これまでどおり1名の分館長のほかに1名の

職員を配置して、指定管理者として施設の管理運営に関わっていただくということで、1名ではなくて2名と積算しているところでございます。（「だから、その1人分の人件費の積算根拠の数字は何に基づいているんですか」声あり）

○副委員長（澤山美恵子君） 当局は明確にお願いいたします。教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） すみません。今の分館長は、大槌町の会計年度任用職員ということで辞令を出させていただいています。その会計年度任用職員の金額をもって算出させていただいております。もう一人のほうにつきましても、会計年度任用職員の金額をもって、パートの時間に応じた金額で算出させていただいているという状況でございます。

○副委員長（澤山美恵子君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 本予算委員会で度々議論になるんですけれども、役場が積算根拠とする会計年度任用職員の単価はいいんですよ。それを何で横並びにして、分館の管理だとかに平行移動があるのかが分からない。役所で会計年度職員で採用して、役所の仕事のスキル、ノウハウ等で与えるならよい。ところが、吉里吉里はじめ、安渡、いろんな分館がありますけれども、そこにそれをそのまま横スライドするという指定管理の在り方をやっていると、じゃあ役場が採用して安渡分館に派遣したのと同じだ。指定管理の意味がどこにあるのかということになるんですよ。

こんなことをやっていったら、指定管理に出しているから役場の人件費には見えないけれども、総体の予算というか、人件費率は上がっていくということになるんですよ。それが危惧しているんですよ。片方では財政事情を圧迫しているとか、逼迫だと言いながら、財政課長が言うように、積算根拠はいいんだけど、業務に見合ったもので、ある程度の掛け率で積算して指定管理をさせていかないと、何も下げろという乱暴な話ではなくて、そういうことをやっていかないと、どうなってくんだべ、この財政はというのが心配されるんです。

今たまたま安渡が載っているからだけでも、資料請求の中で、分館とか、集会所とか、センターとかいろいろあるじゃないですか。その整合性だったり非常に今後問われてくるので。

大事なことは、今回予算だからだが、予算というのは私はマックスだと思っているんです。この予算の範囲の中で運用していくというための予算だと思っているんですよ。だから、この予算が契約額になるということではないんだろうなと。だって、工事でも

1億円持って、8,000万円だと言ったら、使わなくてもいい金というのが生まれるじゃないですか。

今後、予算はいいんですけれども、その積算根拠もいいですよ。それが業務に見合ったものをきちっとお渡しするべきだと言いたいんだ、私は。その考えについて、いかがでしょう。

○副委員長（澤山美恵子君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） お答えします。

芳賀委員の言っている意味で、各集会所の金額とか、そのばらつきという部分は、やはり町として、どういう形で統一性を持って、きちっと整合性を図っていくということは必要だと私自身も思っております。

また、その見合った金額の積算根拠という部分ですけれども、やはり役場の職員でお願いしていた時代と変わらない内容の業務をしていただくという形になるわけですので、その金額をもって算出というか、積算をしたというのが根拠という部分であるんですけれども。（「3回目なので、また別で」の声あり）

○副委員長（澤山美恵子君） 阿部委員。

○8番（阿部俊作君） 私も、ちょっと公民館、分館のことでお尋ねいたします。

確かに会計年度職員の報酬ということで、町内には常勤の施設がたしか4施設、安渡、赤浜、吉里吉里、金沢分館があると思っております。そういう中で、安渡はカウンター施設含めれば700万円で、会計年度職員報酬が118万4,000円計上で、これを考えれば、3施設の分館長報酬ということになります。金沢の場合は支所と兼用だから、それを抜いても、常勤の会計年度職員の報酬にしてはちょっと大変なんじゃないですかと、少な過ぎないのかということで、その根拠ということ、教えてください。

○副委員長（澤山美恵子君） まず最初に、学務課からお答えお願いいたします。（「学務課は分館やっていないから」の声あり）失礼いたしました。（「分館の人件費の根拠」の声あり）分館の人件費の根拠を聞いているんですか。阿部委員。

○8番（阿部俊作君） 常勤の施設が町内に4つありますよね、分館長。できれば、同じ会計年度職員の報酬と思うんですけれども、この計上されたのは118万円、これは考えてみれば3施設分がここに載っているのかなど。この金額の根拠は何ですかということをお尋ねしたんですけれども。

○副委員長（澤山美恵子君） 暫時休憩にいたします。

休 憩

午前 11 時 20 分

○

再 開

午前 11 時 28 分

○副委員長（澤山美恵子君） 再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） すみません。阿部委員の質問にお答えします。

10款の5項の報酬のところの2段目、118万4,000円というところのお話だと思うんですけど、これは分館とかの会計年度の職員の報酬ではなくて、これは教育指導員の1年間分でございます。

その部分については、どこからされているのかというところで、その下の段の給料というところがありまして、ほかの分館の方々にはこちらから、会計年度職員として1か月10万7,400円というところの分のお支払いをしているところでございます。

○副委員長（澤山美恵子君） 白澤委員。

○2番（白澤良一君） すみません。私は公民館費の委託料のことでちょっとお尋ねしたいと思います。

中央公民館の指定管理業務委託料、これは来年度が2,813万5,000円、今年度と比較して1,800万円ほどアップしていますが、この増額の理由というのは何でしょうか。お尋ねします。

○副委員長（澤山美恵子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 白澤委員の質問にお答えいたしますと、こちらなんですけれども、今106ページの委託料のところ、中央公民館2,813万5,000円と、あとページ数が112ページの城山体育館の委託料とございまして、こちらを足した形で計算しております。金額……すみません、少々お待ちください。

○副委員長（澤山美恵子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） すみません、お待たせしました。

令和3年なんですけれども、途中、3年度の9月まで直営で、あと10月から指定管理というところでの予算立てをしておりまして、中央公民館の委託料が増えた分につきまして、半年分が今回1年間分の委託料になったということで、増額した形になります。

○副委員長（澤山美恵子君） 教育次長。

○参与兼教育次長(三浦大介君) すみません。令和3年度の当初予算のときの指定管理料というのと、きっと委員は比較していると思うんですけども、令和3年度から、当初の計画では、令和3年の10月以降に……(「すみません、もう一度お願いします」の声あり)すみません。今、委員は、令和3年度の当初予算と、今こちらの令和4年度の比較をして、何で今年が増えているんだという質問でございますが、令和3年度の当初予算に載せたときの金額は、当初は令和3年の10月から指定管理を導入するということで動いておりまして、半年分の指定管理料を予算計上させていただいたのが令和3年度でございます。

今年度は、4月から3月、1年間の指定管理料をお支払いするという意味で金額が増えているという内容となっているために増額という形になってございます。

○副委員長(澤山美恵子君) 臼澤委員。

○2番(臼澤良一君) すみません、了解しました。

それで私は、役所の考え方として、最少のコストで最大のサービスを町民に与えるのが行政の役割だと思っていますけれども、この考え方に対してのコメントをいただければありがたいです。

○副委員長(澤山美恵子君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(阿部慈郎君) 臼澤委員の質問にお答えします。

臼澤委員がおっしゃるとおり、最少のコストで最大のメリットをとるところで進めていきたいと考えております。

○副委員長(澤山美恵子君) 臼澤委員。

○2番(臼澤良一君) ありがとうございます。そういう姿勢で当たっていただければありがたいです。

そこで、指定管理、この議会でもいろいろ議題になっていますけれども、そのメリットというのは、やっぱり指定管理を導入した意味は、役所の方々も、ほかの部署に行つて、異動して新たな業務に取り組む、そういうことで、導入メリットが考えられますけれども、今度、今回、指定管理を導入したときにコストを比較した場合には、どの程度のコストの削減が図られるのか。現時点での資料等々で御説明いただければありがたいです。

○副委員長(澤山美恵子君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(阿部慈郎君) 臼澤委員の質問にお答えします。

実際に直営の場合からすると、まず250万円ほど経費が小さくなっているという現状でございます。（「すみません、もう一度お願いします」の声あり）はい。今回、直営から指定管理を入れる場合に、その分の指定管理料、実際の事業費なんですけれども、252万円ほど経費を削減しているところでございます。

○副委員長（澤山美恵子君） 小松委員。

○14番（小松則明君） では、中央公民館を積算して指定管理に渡すわけですけれども、役所の指定管理の金額と、受ける側の金額の何%でやっているのでしょうか。分かりますか。積算根拠があって、そして指定業者があります。指定業者と積算が全く同じということはないですからね。その前に、同じということになれば変な話になりますから、それはどのようになっていますか。お願いいたします。

○副委員長（澤山美恵子君） 教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 中央公民館の指定管理に当たっては公募をさせていただいてございます。その際に、こちらで町職員が、中央公民館の業務関係、施設の関係を担当している職員がどのような業務割合で担当しているかというものをまず見込みまして、その業務負担割合に応じた金額をはじいてみておりました。ほかの物件費関係につきましても、当然、業務委託とか、業務委託というところなんですけれども、例えばつり物の検査とか、そういったものは当然直営でやろうが指定管理に出そうが、かかる経費は変わりませんので、物件費関係はある程度、3か年の平均を見たときに、このぐらいはかかっているなというものをもって積み上げをしていきまして、トータルで、たしか公募したときには、上限が約4,008万8,000円の金額をもってのという形で公募をさせていただいております。

実際募集があって、プロポーザルで審査しましたが、ある程度その金額の範囲内で事業者等は提案のほう、事業計画を組んで提出のほうが出ていると。それに基づいて審査をさせていただいたという中身になってございます。

○副委員長（澤山美恵子君） 小松委員。

○14番（小松則明君） パーセンテージで何%ということ、これは委員長、答えていないから。100%のうちの何%でやっていますかということ、ちまちまいろんなことを言っているんじゃないんですよ。何%ですかということだけです、聞いているのは。いろんな業務の話をしているわけじゃない。何%ですか、これは立ったことにしないでくださいよ。間違ったことを言っているから。

○副委員長（澤山美恵子君） 分かりました。

○14番（小松則明君） 聞いていることをちゃんと答えてくださいよ。

○副委員長（澤山美恵子君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時38分

○

再 開 午前11時39分

○副委員長（澤山美恵子君） 再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 小松委員の御質問にお答えします。申し訳ございませんでした。

町で積算した金額につきまして、97.1%でお願いしているところでございます。

○副委員長（澤山美恵子君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 97.1%、まあいいでしょう。

それで、4,008万円でしたか、次長の言った、中央公民館指定管理料、ちょっと電卓、私持っていないので、2,813万5,000円、プラス管理料1,275万4,000円、足すと幾らですか。計算機あるでしょう。

○副委員長（澤山美恵子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 小松委員の質問にお答えします。

合計しますと4,088万9,000円、足し算するとなるんですけども、これは歳入から、歳入見込みの控除する分の80万円を引いていなかったもので、4,088万9,000円という数字になります。

○副委員長（澤山美恵子君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 私、今の内容は把握できないんだと思う。委員長は今の答弁で分かりますか、私のしゃべっていることと、それから足した金額と、さっき次長が言った金額の差額のいろんなのが、その八十何万というものは、何それと言っているけれども、その中身についてちょっと把握できないんだけれども、もう一度聞いてもよろしいですか。

○副委員長（澤山美恵子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 申し訳ありません。こちらの城山と中央公民館の歳出を足しますと4,088万9,000円になります。こちらの、実際に……（「差額」の声あり）差額

ですね、この差額は本来、歳入というか、施設を貸したりとか、いろんな事業をやったりして入ってくるお金、こちらにつきまして、全部が全部その事業所の歳入になるわけではなくて、役場のほうで、80万円の入る分の歳入を今度控除して、そのお金が入る分を差引きした分で予算を、歳入歳出を組まなければなかったんですけども、歳出の80万円を引かなければならないところに、引かないで残っているのです、4,088万9,000円というふうに80万円多く見えているということ……。

○副委員長（澤山美恵子君） すみません、説明になっていないので、きちんと明確にお答えをお願いいたします。教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） すみません、何回も申し訳ございません。4,088万円という金額、先ほど委員おっしゃったこれと、先ほど、城山のほうを足すと4,088万9,000円になるのに、さっき私が、募集したら4,008万8,000円という金額で、80万円のずれがあるのはおかしいという御指摘だと思うんですけども、すみません、これは予算要求をする際に、本来その歳入の80万円を、平均したときに大体収入が80万円ほど見込まれると私どもは積算しておりました、使用料としてですね。その80万円を本来引いて、歳出の予算要求をすればよかったんですけども、間違いまして、その歳入を引かないままで、歳出の分だけを予算要求してしまったために80万円の差が出ているという内容でございます。

本来であれば、その公募をしたときは4,008万8,000円で募集していましたので、それは歳出が、今言ったとおり、このぐらいかかりました。そこから本来、歳入がこのぐらいい入るだろうから、その分を引いた分で指定管理料を払いますよという仕組みになっております。その予算のほうで、その歳入を本来引いた分で委託料を払うので、そのお金を計上すればよかったんですが、こちらのミスで歳入を引かないままに、歳出をそのまま計上して予算要求してしまったために80万円の差が出ているというところでございます。すみません、それが昨日というか、中身を精査していったときに気づきまして。

○副委員長（澤山美恵子君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 委員長、ここは大事な令和4年度の予算の審議ですよ。審議の中に、昨日それが分かりましたとか、おかしいでしょう。ここは審議の場所ですよ。間違った、不備があった予算の内容の中で、私たちは答弁とか質問をするわけにはいかないの。委員長、分かりますよね。委員が、これは本当に町の方々も一生懸命作りまされたけれども、これを例えば、するっと流したら、当たり前予算になっているんですよ。

私たちも議員の中で、本当にこの間から何回も言っているけれども、東梅康悦議員が、今までのことじゃないんだぞ、復旧・復興じゃないぞ、普通の議会に戻るんだぞということを行っているはず、再三に、私は。どうするの、これ。

私は、中央公民館に委託業務した人に対しては、ありがたいことですよ、幾らでも下がる分。この数字の間違いとかそういうことについて、私たちはそれを信じて質問しているわけですよ。じゃあ、何で質問したか。これを議事録に載せられますか。これは委員長、おかしいよ。おかしい数字を言いながら、これを本当の議事録に載せるということは間違いでしょう。

○副委員長（澤山美恵子君） 間違いです。

○14番（小松則明君） どうするんですか、当局、これに対して。

○副委員長（澤山美恵子君） 暫時休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 4 8 分

○

再 開

午前 1 1 時 5 5 分

○副委員長（澤山美恵子君） 再開いたします。

町長。

○町長（平野公三君） ただいま御指摘のあった部分につきましては、しっかりと対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長（澤山美恵子君） 小松委員。

○14番（小松則明君） その分に対しては、町当局の皆さんは、この厚い、本当に令和4年度の予算というものに対しての数字の、いろんなものというものの大切さ、それと、出す部分の数字の書き方というのはかなりの苦労があると思います。それに関しては本当に頭が上がりますけれども、下がりますけれども、頭が上がったら大変な話になりますけれども、このぐらいの、少し私も落ち着いてきましたので、いいところで、委員長、御苦労さまでした。本当にいろんなこともありますけれども、このまま進めてください。

○副委員長（澤山美恵子君） それでは、107ページ、108ページ下段まで。東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 集会施設費で3点お尋ねします。

集会施設の報償費の18万円、24万4,000円は、私が思うには、これは浪板の部分かなということで理解していますが、全体の集会施設管理委託料というのは、既に終わっています総務管理費の中で予算額が確保になっていますので、これはこれでまず一安心です。

その中で、令和2年度までは集会施設費という分かりやすいところで、集会施設のかかる経費が載っていたんですが、なぜ、これは1年遅れになりますか、令和3年から総務管理費というところの大きな風呂敷の中に入ったのかなというところをまずお尋ねしたいと思います

○副委員長（澤山美恵子君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時58分

○

再 開 午前11時59分

○副委員長（澤山美恵子君） 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） ただいまの御質問にお答えします。

令和2年度の集会所管理は教育委員会サイドの生涯学習課でありましたが、令和3年度から協働地域づくり推進課への事務移管に基づいて総務費へ計上をしています。

○副委員長（澤山美恵子君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 公民館も教育委員会から協働のほうに行っていますよね。これは教育財産の部分があるから、ここに収まっていると私はまず考えていますので、それはそれでいいです。

今、令和2年度までは、今のこの集会所費の中にあって、それぞれ、例えば上町の集会所、大ケ口の集会所、幾ら幾らということで載っていました。その中で我々も、この施設にはこのぐらいだなということで、規模感を持った中で金額感を合わせて、妥当か妥当じゃないかというものを判断できるわけです。

ただ今回の場合は、12あるいは13の施設が一緒になった合計額ですよ。皆さんのお手元は明細はあると思うんですが、我々には一括のものしかない。そうなったら、資料請求してくださいということになるかもしれませんが、それじゃあ丁寧な予算書の作成じゃありませんよね。一括ということは、そのまとまった金額の中で施設間の委託料の増減を調整できるというような、うがった見方もできるわけですので、やはりその部分は、まず今後、どこに載せてもいいんですが、予算が確保になれば。ただ、その部分は明細、どの施設が幾らというものを、ぜひ今後の作成のときには参考にさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○副委員長（澤山美恵子君） 企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君) 東梅委員の御質問にお答えいたします。

東梅委員の言っているとおり、なかなか分かりづらくなっているというのは確かであります。これを予算書上でどう見せていくかというものもありますが、予算の概要であったり、実施計画であったりというものの見せ方にするのか、予算上の款項目で区分けをした方がいいのかというのは、来年度に向けてはちょっと検討したいと思っております。

○副委員長(澤山美恵子君) 東梅委員。

○9番(東梅康悦君) 中には、細かくすると事務も煩雑になって、今、資源化の中で、この本も厚くなるというところで、なかなか難しいところがあると思うんですが、やはりその部分は、我々はこれを見れるからいいんですが、ただ見せ方として、やはり行政の方々だけが覚えていけばいいということじゃないと思うんですよ。知らなかったら資料請求で聞いてくださいというような姿勢でも、これもまたお互いにこの部分は歩み寄った中で、詳細な書類の作り方というところをまず心がけていってもらいたい。

最後になりますが、前段、芳賀委員も言いましたが、人件費の関係なんですが、集会所ごとの指定管理料は、本当に30万円、40万円、多くて100万円ちょっとのところの中で、12、13の施設が運営されています。30万円、40万円の委託料の中で電気料を払ったとか、あるいは水道料を払ったとか、そしてまた管理人には僅かな謝金、また、もしかしたら場合によっては手弁当でやっている管理人もいますので、これまでのるるの謝金、賃金の在り方というものも、ぜひ集会所のほうにも参考にしながら今後やっていかなければ、一つ賃金をいじくると、どこまでも影響します。その分を考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○副委員長(澤山美恵子君) 副町長。

○副町長(北田竹美君) 御指摘の集会所及び指定管理も含めましてですが、予算書あるいはその他の資料によるかどうかは別にして、予算の透明性をきちっと図らなければいけないというのは、これは誠にそのとおりでと思いますので、予算の透明性を図るという観点で、前向きにこれは是正をしてまいりたいと思います。

それからもう一つ、集会所ごとの様々な費用といいますか、人件費についても今、御指摘がありましたけれども、当局として明確な、指定管理じゃなくて、集会所の規模とかそういうものについて、きちっとした形でまとめられていない。それぞれの理由はあるんですけども、ここを皆様に、町民の皆様にきちっと分かるような形で説明する義務があると思いますので、これにつきましても別途きちっと整理をした上で、町民の皆

さん、議員の皆様の開示をしてみたいと。その規則性というものも決めていきたいと思います。

○副委員長（澤山美恵子君） 進行します。小松委員。

○14番（小松則明君） 私は図書館の指定管理業務委託についてお聞きしますが、委員長、長くなるけれども大丈夫ですか。キンコンカン鳴ったけれども、いいね、聞きますよ。

○副委員長（澤山美恵子君） 休憩を取ります。

○14番（小松則明君） じゃあ、これはこのページで止まっているということですよね。

○副委員長（澤山美恵子君） はい。

○14番（小松則明君） じゃあ、質問を午後にさせていただきます。

○副委員長（澤山美恵子君） 13時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時06分

○

再 開 午後 1時15分

○委員長（佐々木慶一君） 再開いたします。

108ページ、10款教育費5項社会教育費。小松委員。

○14番（小松則明君） 午前中に続き、皆様お疲れのところ御苦労さまでございます。私は図書館費委託料についてお聞きいたします。

この部分でも、図書館費指定管理業務委託料、当局が積算した金額、それから委託業務を受ける業者というか、委託する業務を受ける方のパーセンテージをお知らせください。簡単なことでしょう。

○委員長（佐々木慶一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 小松委員の質問にお答えします。

パーセントという形でございますか。（「パーセント」の声あり）少々お待ちください。

○委員長（佐々木慶一君） 当局、すぐ出ますか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） すみません。こちらのほうで、そのパーセントというのは積み上げた金額でよろしいでしょうか。人件費なんですけれども、今回、町で積み上げた予算額は1,658万9,000円でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 午前中の質問と同じだと思います。今回のこの予算編成前の以前の予算額、同じということですか。それとも、前の予算は、今、予算書に上がっている1,658万9,000円と違うのか。その比を問われていると思いますので。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） すみません。積み上げた金額と同額の1,658万9,000円でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 最初から、その100%という話、積み上げた金額、イコール請負額ということになるんですね。何でそれが当たり前なんだということ、これから聞き始めます。

当局が積算をした金額というものは誰も分からないんですよ、積算基準というものは。それを当局は、この金額だから業者さんお願いしますということをしたんですか。これをお願いしますということをお願いしたんですか。その部分を、私もここで言う限りには、裏づけとかいろんなのを持って、この場に立っているということ、いいですか、肝に銘じて答えてくださいよ。お願いします。

○委員長（佐々木慶一君） 当局、質問の趣旨、理解できますか。

暫時休憩します。

休 憩

午後 1時21分

○

再 開

午後 1時23分

○委員長（佐々木慶一君） 再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） すみませんでした。

今回の分につきましては、指定管理の協議で決定した金額でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 指定管理の協議で決めたと。指定管理の協議ですよ。では、公募は何だったんでしょうか。公募というものがあって、公募というか、何か。これが開かれた町の指定管理なのかなということを考える上で、町民の方々はどう思うのかなということになりますよね。1つの事業者が次から次と持っていく。1億6,000万円が1億8,000万円。1億8,000万円からプラス何ぼになるか、これからは見ものだと思いますが、そして、いろんなものに対して人件費、いろいろありますけれども、その経費率に対し

でも、これからはと精査していくと、私の想定の考えでは、1つのやつでまるっこやると、6,000万円から7,000万円の経費が発生すると。6,000万円から7,000万円ですよ。その経費が従業員に回ってればいいけれども。

町当局にお伺いたします。この事業をやっているところの事業の進捗率とか、いろんな会議が月1回とか、都度つつ行われておりますが、その指定管理を受けている方の会議というのは、必ず何か月に1回、事あるごとにあると思いますが、どこで行われておりますか。委員長、何回もあれだけども、あれだからね、質問の内容と違うことをしゃべったりなんだりしているから、1回、2回でないよ、これは。当局、お願いしますよ。そこで受けている団体の人たちと協議とかいろんなこと、やっているでしょう、郷古課長。

○委員長（佐々木慶一君） 指定管理者等との打合せがあるときには、どの場所で行っているかという質問です。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 文化交流センターの指定管理業務につきましては、文化交流センター内であったり、場合によっては、こちらの事務室で協議を行うということです。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。（聴取不能の声あり）今、3回目、当局は答えていますので、3回質問は終わっています。

芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 生涯学習課長の答弁で、プロポーザルで決定して、プロポーザルの公募の在り方についてちょっとお伺いします。

プロポーザルというのは、企画の中身と金額が一緒なものなのか、それとも最初に指定委託業者を決めるために、まず選定するのか。お聞かせください。ルールというか、フォーマット。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 指定管理者の選定の際は、公募によって行いますがけれども、その公募の際に、企画提案と、あと当町からは、それを受けるための予算の限度額を示した形で提案していただいております。審査の際は、その企画の内容と限度額等を勘案して、指定管理者候補者を選定しているということになります。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） ということは、予定価格を教えているという話ですね、単純な話

が。役場の積算のマックスを、限度額を教えているということは、工事請負にすれば、予定価格を公表してやっているという話ですよ。これは悪いことじゃないから、何も責めているわけじゃないですよ。

そうしたときに、昨日の話に戻っちゃうけれども、年度協定書で変えていくということが適正なんですかとなるんだ。それを協議で決めていると言ったね。協議で決めているということは、役場側と指定管理を受ける相手側があると、そうですね。そうしたら、協議で決めていったら、結局言い値になってしまいませんかという話ですよ。それが適正なのかということが、全体的なものの考え方として私言っているんですよ。そこだけを抜いて言っているのではなくて、それだと経費の削減に本当になっているんですかというのが今回の予算質疑の一番のメインなんです。そのことについて、どのように答弁しますか。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、年度協定で、例えば1年間の委託料等が決まって、事業が進んでいきます。そうすると、四半期ごとに実績の報告をいただいたり、年度末には1年間の実績等をいただいて、その実績については、経費についても提出していただくことになっています。そういったことから、今度は次年度の委託等の経費の算定をする際には、1年間のやってきた実績等を鑑みて、相手方と協議して適正な価格を決めていく、そういったやり方で進めております。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） そうするとですよ、最初にプレゼンで何社か公募して、1つをセレクションしたときのルールと変わるじゃないですか、ルールが。そうしたら、最初に請け負ってさえすれば、どうにでもなるというふうにも取られるんですよ。

だから、私が主張しているのは、更新時期というのは明確にすべきだし、固定経費だとか運用、いろんな経費は分かる。分かるけれども、それをもって協議して金額を決めているのであれば、やっぱりこれが上がったから上げてくださいみたいな話、どこに通用しますか。答弁では、会計年度職員の云々かんぬんと言うけれども、会計年度職員だって採用試験を受けながら採用になっているわけですよ。委託を受けたら、そんなのはないわけですよ、雇用契約の中に。

だから、それを100%準用するというのは、どう考えても私は解釈はできない。経費削減と言うなら、役場が使う会計年度職員に0.8を掛けたものをマックスにしようぜとか、

予算は通ったけれども、これから100万円でも200万円でも落としていかなければならぬのは担当課だよというのは分かる。ところが、協議して、積算をして100%で契約したら、どこが落ちるんですか。裏の資料を見れば、会計年度任用職員にボーナスはある。共済はある。今度、公民館、指定管理したら、残業したら残業手当、出すんですか。

だから、1つのものを決めるときに、いろんな背景があるはずなんですよ。今やっているものを外部、アウトソーシングするからいいという、そんな短絡的な話ではないと思う。

だから、制度がまだ成熟していないから、いろんな議論はあるんだけど、やっぱりたださないと駄目ですよ、こういうのは。下請じゃないんだから。今度は、下請がなれてしまうと、親食ってしまうから。そんなばかな話は、それは本末転倒なんです。

その辺をやっぱり肝に銘じて、きちっと担当課が、いろんな指定管理があるから、今回の予算委員会のように答弁に苦慮するというのはみっともないですよ。自分たちが積み上げた数字なんですから。やっぱり根拠を持って正々堂々と答えて、そこに疑義が生じたら質疑をすべきなんです。間違っていたとかと、あり得ない話でしょう。私も10年やっていますけれども、予算書が渡って、シールで、すいません、数字を訂正させてくださいというのは幾度もありました。じゃあ、なぜ分かった時点でそれをしなかったんです。そういうことになるんです。だから、丁寧さが欠けるということになるし、議会軽視だろうと。議会軽視をするということは、住民をおろそかにしているということになるんです。

3回目で最後だからだけれども、いずれそういうことを主張したい、私は。それに関していかがですか。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 指定管理料を事業者と決めるときは、やはり私どもは経費の削減というその意識というのは持った上でやってきていると認識しています。私もそういうふうにしてきました。なので、業者とのせめぎ合いのところはやっぱり出てきますので、そこで落としどころを見つけて、次の指定管理料を決定していくというようなやり方をやってきてまいりました。

今回の質疑の中で、やはりいろいろと質問等いただいて、疑問点等もいただいている中で、改善すべきところはやはり改善していくべきだろうとは考えております。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

109ページ上段まで。進行します。

6項保健体育費、110ページ全部。進行します。

111ページ全部。進行します。

112ページ下段まで。進行します。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、113ページ上段まで。進行します。

2項土木施設災害復旧費。進行します。

12款1項公債費。進行します。

13款諸支出金1項普通財産取得費、次ページ上段まで。進行します。

2項災害援護資金貸付金。進行します。

14款1項予備費。進行します。

15款復興費1項復興総務費。進行します。

2項復興推進費、次ページ上段まで。進行します。

4項復興農林水産業費。進行します。小松委員。

○14番（小松則明君） この負担金、補助金及び交付金ということで、復興費という部分の中を感じながら、今、大槌町も復興・復旧、それから今、水産業というものに対しての話の中で、今、本当に、それこそ燃料の高騰化というものに対しては、この世の中を揺るがしております。水産業で本当に、ボートでいうエンジン、船外機ですか、その値段というものでは、混合油は高いですね。それに対しての料金というか、使う金がかかりかかるということの助けの声が出ているということなんですけれども、大槌町自体では、そういうものに対して手を差し伸べるということは考えていないのか。

この部分の2万1,000円というのは、桁がちょっと違うんじゃないかなと思いつつながら、復興費に交せて言っているんですけれども、大きな意味で、今、世間を騒がしている部分ということでお答え願えればと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。小松委員の各産業を思うお気持ち、私も同感でございます。ただ、水産業だけじゃなくて、これは建設業、運輸業、全ての産業、もちろん農業もそうでしょうけれども、やはりガソリンを使うという産業が打撃を受けていると。それが、コストが全部その製品価格にはね上がったというこの状況が今起きてございます。

今回、政府が日本国として、すみません、ちょっと今忘れましたが、25円でしたか、

下げるための発動をするということでございます。

どうしても、今、水産業だけにお声がありましたけれども、先ほど申しましたとおり、農業であったり、各産業がございますので、いずれ商工会等含めまして状況を確認しながら、まだ新型コロナの交付金等もございますので、状況を確認した上で、今後対処が必要であれば、もちろんこれ以外の施策についても検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

12項復興支援費。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 目で3回なので、2つ聞きます。

まずは派遣職員人件費負担金4,000万円、上のほうに派遣職員宿舍賃貸料がありますけれども、派遣職員が終了するという話があったときに、これは誰にどのように該当する費用なのかというところが1点と、あと一番下の心の復興事業補助金1,000万円、今が2,000万円、たしか枠があって、1,000万円減額補正になったという話で説明を受けたような記憶があるんですが、指定というか、心の復興でやっていた団体が来年度は採択されなかったという話もちらっと聞いたんですよね、詳しくは聞いていないんですけども、なので今年やっていた事業ができなくなりますという打診を受けましたが、その辺の絡みとか選定内容とかというのを併せてお願いします。

○委員長（佐々木慶一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、派遣職員関係の人件費の負担金の関係でございますけれども、令和4年度につきましては、他の市町村からの派遣につきましてはゼロとなります。令和4年度につきましては、岩手県から派遣職員が2名というような形になってまいりますので、今回ここに計上されている予算については、岩手県から派遣されている職員の分と、当初積算する段階では、あと2名予定していたんですけども、そこがかなわなかったということで、執行については2名分ということになる予定になっております。（「これは何名分」の声あり）これは4名分です。4名分は、実際は2名の分になるということになります。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 御質問、心の復興事業の件でお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、4年度の予算におきまして1,000万円ということで計上させていた

だいております、こちら前年度実績に基づくものでの計上ということになってございます。

あと、もう一点の不採択という、次年度に向けてのお話でしたけれども、不採択ということではなく、審査の中で、金額であるとか、その用途の内容が、もうちょっとこの辺は工夫してくださいということで減額させていただいたという内容のもの、ございますが、出された申請そのものは不採択ということではございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 今の答弁だと、満額ではないけれども、減額だけれども事業を継続しているという解釈でよろしいですか。ありがとうございます。

国会議員が来たときに、いろんな国の答弁を見るときもそうなんですけれども、復興のハード事業は終わったけれども、心はまだまだ続きます。しかしながら、福島が8割だという話もあったときに、これが減額になっていたり、事業の縮小になるのはやむを得ないと思っています。しかしながら、やっぱりそれをよりどころにしている住民もいるということなので、それは丁寧に話をしてあげたほうがいいと思います。

やっぱり、例えば前のルールだと、4年目になればつかなくなりますよとかと、何かルールがあったじゃないですか。でも、テクニックとして、少し名前を変えて、対象者を少し変えれば、別事業として認定するので、減額にはなるけれども、こういうふうには立ち上げられたらどうですかと助言するのは、私は何も悪いことではないと。

やっぱりここが少なくなっていくと、少なくなっていくという言い方は変なんですけど、何かこういうのが少なくなっていくと、何かそのよりどころにしている人が救われるところがどこなのかなというふうに見えるので、あえて申し上げました。答弁があれば。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） ありがとうございます。単に減額ということで、いわゆる縮小だけを目的にしたわけではございませんで、今、委員おっしゃったようなことも十分踏まえながら、事業の提案とかも踏まえながら協議をし、説明をし、次年度、4年度へつなげていただくことも含めてお願いしているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 私も、心の復興補助金ということでお伺いします。

少なくなってくるのも分かります。コミュニティーの大切さということで、本当に、それこそ、この前、何週間前に1人で亡くなっていた方もいたということで、これは表に出ているか出ていないか分からないけれども、公営住宅でありましたよね。

そういう部分で、やっぱりコミュニティーの大切さというか、心の復興というものに対してはどのぐらいのものがあつたのか。震災前は、黙っていても玄関開けて入ってきたんだよね、隣の人とかいたが、そういうことは今、頑丈な鉄の扉の中に入っていて分からないということがあるということで。本当に輪の中に入れたい人たちのために、課長、そういうところの団体というか、自治会とかそういうところに何回もそういうのを出しても、やっていることは確か、それに楽しみをやって、1人でも増やしていく。そういう部分に対して、課長、前向きにやっていただけますでしょうか。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） ありがとうございます。本当にそういう気持ちでこれまでも取り組んでまいりましたし、今回の予算も含めまして、これからもより、たまたま今、心の復興ということで御質問いただいていますけれども、様々、地域コミュニティーに関するこちらからの支援策というのがございますので、そういったものを御案内しながら、活用していただきながら、委員おっしゃるようなコミュニティーづくりに向けて取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（佐々木慶一君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 私たち議員は、時それぞれに部門、部門によって、質問内容によって人が変わるのじゃなく、言い方も変わりますし、やっぱり、課長、いろんなことで、議員というのは、質問をするのが議員であるということを知ってほしいです。そして、お願いをする、そういう部分に対しても、あの議員は俺に対して悪いことばかり言うからやってやらないぞということじゃなく、前向きにお互いやっていくということで、これは当局も議員もそういう方向でよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 私も、同じ心の復興事業の補助金のところで伺います。

これまでの採択事業の一覧、主な活動内容をホームページで確認したんですけれども、この中には、本当にこれが事業目的に沿っているのかというふうな活動内容もあるんですね。もちろんこれは私の私見ではありますが、そこで、この補助金の対象とな

る採択事業は審査会において可否を決定しておりますけれども、この審査委員というの
はどのような方々であるのか。それと、もう一点が、この審査基準というのは事業目的
のほかにもどのような項目があるのか。その辺、御提示願います。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

御指摘のとおり、審査するに当たっては審査過程がございます。3名ということで、
昨年度まではちょっとその構成員、外部の方含めて3人ということで審査しております。
その内容が、委員が御覧になって、いかがなものかというものも、その話でしたが、一
応いろんな角度で、その実勢であるとか、あるいは本当にその目的というのが、被災者
の方が孤立せずに地域の方と取り組めるような事業の提案であるとか、あと経費が適
正であるとか、あとは継続性と、そういったものを一つの基準にして、一つ一つの項
目について審査して、事業の採択ということで、結果的にこの事業、それぞれの審査を
終えた上で執行をお願いしているという過程を踏んでございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 私、その審査内容が適正ではないというふうなお話は全くしてお
りませんで、今私が申し上げたのは、あくまで私見ですよ、私の思いで、これは果たし
てどうなんだろうという事業内容もあったということを申し上げたまでであって、何も
それが全くこの事業に適していないというお話はしておりませんので、そこは勘違いな
さらないように。

それで、令和2年、昨年度と、それから本年度とコロナ禍の真っただ中であって、当
然事業の中止であるとか、継続困難な中で、予定されていた事業計画を全てこなせな
かった団体もやはり当然あるわけですよ。室内で行う事業がコロナによって中止にな
ったとか、恐らくそういうものもあるんでしょうけれども、大槌町補助金交付規程の第11
条では、履行確認について規定されておりますけれども、これによって補助金の減額で
あるとか、あるいは返還などのケースというのは、この辺はいかがなんでしょうか、こ
の、あったかどうかという部分に関して。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お話のとおり、事業を始める前に当たっては事
業計画、当然ですね、あとは実施報告ということで確認させてございまして、とりわけ
その返還であるとか、そういったことについては、ちょっとこちらでは、なかったとい

うことで記憶してございます。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 3回目なので。事業計画があるのであれば、それは例えば、この場所において何回、何をやりますという事業計画が当然あるはずなんですけれども、それが全部履行されなかったということは、これは適正ではないということになりますよね、判断的に。そうでしょう、だって。ざる過ぎやしませんか、少し。だって、計画が全部履行されるから、初めて補助金の対象になるものであって、それが途中で終わったとか、コロナによって完遂できなかったとなると、それは事業が正しく適正に行われなかったということになるわけですよ。そうした場合に、補助金の返還であるとか減額というのはなかったのかというお話を私はしているんですね。もう3回目なのでいいです。最後にお答えしていただければいいんですけども。

先ほど芳賀委員も小松委員もおっしゃってございましたけれども、当然国の復興に向けてのハードの部分が終了になったと。国の施策としても、やはりコミュニティーの部分に力を入れるというのは、これははっきりしているわけですよ。そういう部分でも、復興交付金が少なくなっていく、減額になっていく中で、こういうコミュニティーに対する事業というのは非常に大事であるとは思うんですね。

なので、しっかりと精査した中で、事業者を見ると、やはり町外から来られている方々というのも多くいるんですね。町内でも、もちろん回数的に規定があるのかもしれないけれども、やはり町内だからこそコミュニティー、地元の人に特化したコミュニティー対策、コミュニティー事業というのも恐らく行える部分というのは多々あると思うんです。そういう部分もやはり考えていただきたいと思うんですね。

先ほどの私の質問に関して、御回答を。

○委員長（佐々木慶一君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 御質問の内容が、例えば当初計画していたのが、コロナ等の要因によって回数が減ったとかということでの減額というのはございません。当初の計画どおりに進めていただき、かつ実績報告も確認させていただいた上での業務の執行ということになってございます。（「全部やるの」の声あり）そうです。（「1回も中止になることなく」の声あり）はい。（「分かりました」の声あり）

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

以上で令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第22号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第22号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて、御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度大槌町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めることによる。

歳入歳出予算。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,750万5,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。第3条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

12ページをお開きください。

説明につきましては、款、項、金額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減要因または主な事業内容について説明申し上げます。款及び項が同様の場合は省略いたします。

第1表歳入歳出予算。歳入。

1款1項国民健康保険税1億9,960万8,000円、11.1%の減。収納率につきましては、前年度までの収納実績を勘案し、現年課税分90%、滞納繰越分20%を見込んでおります。

2款分担金及び負担金1項負担金は、整理科目であります。

3款使用料及び手数料1項手数料15万円は、国民健康保険税督促状発送に伴う督促手数料であります。

4款国庫支出金1項国庫負担金及び2項国庫補助金は、整理科目であります。

5款県支出金1項県負担金は、整理科目であります。

同じく2項県補助金11億6,229万7,000円、13.6%の減。前年度実績見込みから減とな

るもので、保険給付費に係る交付金が主な内容であります。

同じく3項財政安定化基金交付金は、整理科目であります。

6款財産収入1項財産運用収入7,000円は、高額療養資金貸付基金預金利子及び財政調整基金預金利子であります。

7款1項寄附金は、整理科目であります。

8款繰入金1項他会計繰入金1億1,764万5,000円、13.2%の増。前年度実績見込みから増となるものであります。

同じく2項基金繰入金は、整理科目であります。

9款1項繰越金1,500万円は、前年度繰越金であります。

10款諸収入1項延滞金、加算金及び過料100万1,000円は、一般被保険者国保税延滞金等であります。

同じく2項預金利子は、整理科目であります。

同じく3項雑入174万8,000円、22.2%の減。前年度実績見込みから減となるもので、一般被保険者第三者納付金が主な内容であります。

13ページを御覧ください。

11款1項町債は、整理科目であります。

14ページをお開きください。

歳出。

1款総務費1項総務管理費2,378万7,000円、23.1%の増。国保事務に係る市町村事務処理標準システム導入に伴う負担金等の増であります。

同じく2項徴税费261万円、83%の増。国保税システム改修に係る委託料の増であります。

同じく3項運営協議会費11万9,000円は、国保運営協議会に係る経費であります。

2款保険給付費1項療養諸費10億3,735万5,000円、14%の減。前年度実績見込みから減となるもので、一般被保険者に係る診療報酬支払保険者負担金が主な内容であります。

同じく2項高額療養費8,099万5,000円、41.6%の増。前年度実績見込みからの増となります。

同じく3項移送費1万1,000円は、一般被保険者移送費が主な内容であります。

同じく4項出産育児諸費630万4,000円は、出産育児一時金15件を見込んでおります。

同じく5項葬祭諸費120万円は、葬祭費40件を見込んでおります。

同じく6項傷病手当金は、整理科目であります。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付金分2億2,878万6,000円、14.1%の減。同じく2項後期高齢者支援金等分7,437万9,000円、9.1%の減。同じく3項介護納付金分2,515万8,000円、12.4%の減。県により算定された国民健康保険事業費納付金であります。

4款1項共同事業拠出金は、整理科目であります。

5款1項財政安定化基金拠出金は、整理科目であります。

6款保健施設費1項特定健康診査等事業費1,235万9,000円、16.8%の増。特定健康診査業務委託料の増によるものであります。

同じく2項保健施設費82万5,000円、40.2%の減。医療費適正化に係る委託料の減によるものであります。

7款1項基金積立金1万1,000円は、財政調整基金利子積立金であります。

8款1項公債費20万円は、一時借入金利子であります。

15ページを御覧ください。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金240万2,000円は、国保税還付金及び還付加算金であります。

10款1項繰上剰余金は、整理科目であります。

11款1項予備費100万円は、前年度と同額でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについての質疑に入ります。

135ページをお開きください。

歳入。1款国民健康保険税1項国民健康保険税。東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） ただいま課長の説明で、現年度収納率90%を見込むということがあります。前の年の収入、稼ぎで今年の保険料が決まってくるよ。今はコロナとか様々な要因で、自営業者が多く加入している国保なんです、納税者にとっては、すごく収入が不安定な中で、日々の生活を切り詰めた中で、どうにか期日どおりに保険料を払いたいという方々が多数いると思うので、前の年の収入、じゃあ今年の収入はどうなるのか、不安定な中で推移すると思うんですが、そうになると、なかなか納付状況に不安を持っている方々は担当課に行って、様々な相談をすると思うんです、納税上の相談で

すね。

ですので、そういう場合は、今までも丁寧な相談をしていると思うんですが、状況も状況ですよ、コロナにかかって3年目になりますから。そういうのを踏まえた中で、その相談の体制、納税環境の整備というところで考え方を教えてください。

○委員長（佐々木慶一君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） お答えします。

私どもの課といたしましては、今の様々な課題での相談という部分もありますし、税の支払いについての部分がございます。ということで、私の課、そして税務課と、その辺で調整を取りながら、適切に相談には対応に当たると。これまでも対応に当たっているんですけども、その辺はしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○委員長（佐々木慶一君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 毎年、納税に至らない方には督促とか催告はやるんですが、その都度、やはり一括で払えないという方がよく相談に来られます。それに対しては、当課の課員でそれぞれ相談に乗りながら、できればその年度のものも年度の中で解決させていきたいんですけども、なかなかそうもいかないところもあるので、うまく相談しながら、分納という形を取りながら、できるだけ年度内で納められるように、納められなかったら、幾らかあるときで多く納入してもらおうとかというところで、双方、相談の上で、納得した上で、相談を受けながら納税していただいているという状況でございます。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） お二方の課長がそれぞれの取組方を説明になりました。ぜひその方針で進めていってほしいと思います。

もう一つお聞きしますが、町長が最初に町長になったとき、国保税の減税ですか、これを手がけましたよね。その後、国保のそういう部分はないと。国保の貯金に当たる財政調整基金も2億7,000万円ですずっと推移しています。これは何かのときに使わなければいけないということを聞いているわけですが、保険料の納付というのは町全体で大体2億円ぐらいなわけですよ、これを見ると。財調に2億7,000万円積まれていると。この1割、2,700万円を1割減免というやり方にしたら、例えば、いろいろ計算があるんですけども、単純に言うと、10万円の人は9万円になると、50万円の人は45万円になるわけですよ。そうすると、すごく今の状況を考えた場合、自営業者、漁業、農業、商

店街、いろいろあるわけですね。ぜひその1割ぐらいは、10万円の人が9万円になるような、そういう思い切った減税の在り方というものも考えてみなければいけないのではないかなと思う。

計算すると、基金は1割減らしたんですけれども減税感がないというのがあるので、そういう部分を内部で協議した中で、ぜひ、財調も積んでおくだけじゃない。やはり町民の方々に使って恩恵をとるところの中で、ぜひこの議論を進めていってほしいと思います。担当課ではあれですが、町長いかがですか。

○委員長（佐々木慶一君） 町長。

○町長（平野公三君） やはりコロナ禍含めて様々な、生活に対する状況が変わってきておりますので、委員御指摘のとおり、基金があればいいということではなくて、適切に加入者の負担を考えた上で、崩してとか様々な施策を打っていく必要はあると思いますので、提言をしっかりと受け止めて、令和4年度の中でしっかりと考えていきたいと思っています。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

136ページ、2款分担金及び負担金1項負担金。進行します。

3款使用料及び手数料1項手数料。進行します。

4款国庫支出金1項国庫負担金。進行します。

2項国庫補助金。進行します。

5款県支出金1項県負担金。進行します。

次ページ、2項県補助金。進行します。

3項財政安定化基金交付金。進行します。

6款財産収入1項財産運用収入。進行します。

7款1項寄附金。進行します。

8款繰入金1項他会計繰入金。次ページ上段まで。進行します。

2項基金繰入金。進行します。

9款1項繰越金。進行します。

10款諸収入1項延滞金、加算金及び過料。進行します。

2項預金利子。進行します。

3項雑入。進行します。

次ページ中段まで。進行します。

11款 1項 町債。進行します。

歳入の質疑を終わります。

歳出に入ります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費。141ページ上段まで。進行します。

2 項 徴税費。進行します。

3 項 運営協議会費。進行します。

2 款 保険給付費 1 項 療養諸費。次ページ中段まで。進行します。

2 項 高額療養費。次ページ上段まで。進行します。

3 項 移送費。進行します。

4 項 出産育児諸費。進行します。

144ページ上段、5項 葬祭諸費。進行します。

6 項 傷病手当金。進行します。

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分。進行します。

2 項 後期高齢者支援金等分。次ページ上段まで。進行します。

3 項 介護納付金分。進行します。

4 款 1 項 共同事業拠出金。進行します。

5 款 1 項 財政安定化基金拠出金。進行します。

6 款 保健施設費 1 項 特定保健診査等事業費。次ページ上段まで。進行します。

2 項 保健施設費。進行します。

7 款 1 項 基金積立金。進行します。

8 款 1 項 公債費。進行します。

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金。進行します。

10款 1 項 繰上充用金。進行します。

11款 1 項 予備費。進行します。

令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

14時25分まで休憩いたします。

休 憩

午後 2時14分

○

再 開

午後 2時25分

○委員長（佐々木慶一君） 再開いたします。

先ほどの菊池委員に対する答弁について、当局より発言の申出がありましたので、これを許可します。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 申し訳ございません。先ほど菊池委員から心の復興事業関係で、コロナに関する事業の見直し等はなかったのかという御質問に対して、もうちょっと正確な回答をすべきでしたので、訂正をさせていただきたいと存じます。

今年度、やはりコロナの影響によりまして、回数の減であったり、あるいは直接、まん延防止地域からの講師の関係とかで回数減ということで、回数の見直しをした上で、改めての変更申請ということにいただいているというケースがございました。どうも失礼しました。

○委員長（佐々木慶一君） 議案第23号令和4年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第23号令和4年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて、御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

令和4年度大槌町介護保険特別会計予算。

令和4年度大槌町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億860万8,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第2条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

17ページをお開きください。

詳細につきましては、款、項、金額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減要因または主な事業内容について説明申し上げます。なお、款及び項が同様の場合は省略いたします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

1款保険料1項介護保険料2億7,913万5,000円、0.6%の減は、保険料の減によるものであります。

2款使用料及び手数料1項手数料47万6,000円、1.7%の増は、地域支援事業サービス利用手数料の増によるものであります。

3款国庫支出金1項国庫負担金2億6,366万7,000円、2.4%の増は、介護給付費の増によるものであります。

2項国庫補助金1億3,183万円、8.2%の減は、調整交付金の減によるものであります。

4款1項支払基金交付金4億1,692万4,000円、2%の増は、保険給付費の増によるものであります。

5款県支出金1項県負担金2億2,663万円、1.6%の増は、保険給付費の増によるものであります。

2項財政安定化基金支出金は、整理科目であります。

3項県補助金1,093万円、8.6%の減は、介護保険事業費補助金の減によるものであります。

6款財産収入1項財産運用収入1,000円は、介護給付費準備基金預金利子であります。

7款繰入金1項一般会計繰入金2億4,579万5,000円、1.9%の増は、保険給付費の増によるものであります。

2項基金繰入金2,941万円、449.7%の増は、介護保険給付費準備基金繰入金の増によるものであります。

8款1項繰越金は整理科目であります。

9款諸収入1項居宅支援サービス計画費収入377万8,000円は、要支援認定者のサービス計画作成に係る収入でございます。前年度と同額であります。

2項延滞金、加算金及び過料は、整理科目であります。

3項雑入2万7,000円は、生活保護受給者の介護保険認定審査委託料等が主な内容でありまして、前年度と同額であります。

10款1項町債は、整理科目であります。

19ページをお開きください。

歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費489万2,000円、52.3%の増は、主に介護保険事業計画策定委託料の増によるものであります。

2 項徴収費66万円は、賦課徴収事務に要する経費で、前年度と同額であります

3 項介護認定審査会費1,185万8,000円、0.5%の減は、釜石・大槌地区介護認定審査会共同設置負担金の減によるものであります。

4 項趣旨普及費33万9,000円は、介護保険制度に係る啓発、周知に要する経費で、前年度と同額であります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス費等諸費13億8,247万8,000円、2.2%の増は、施設介護サービス給付費負担金の増によるものであります。

2 項介護予防サービス等諸費3,195万4,000円は、前年度と同額であります。

3 項その他諸費118万4,000円、7.1%の減は、介護給付費等審査支払委託料の減となります。

4 項高額介護サービス等費1,593万5,000円は、前年度と同額であります。

5 項高額医療合算介護サービス等費160万7,000円は、前年度と同額であります。

6 項特定入所者介護サービス等費7,545万7,000円、0.1%の増は、特定入所者介護サービス費負担金の増によるものであります。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金は、整理科目となります。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費2,796万4,000円、1.5%の増は、第 1 号通所型事業負担金の増によるものであります。

2 項一般介護予防事業費757万7,000円、4.7%の増は、介護事業の啓発や地域介護予防活動支援に要する経費であり、主に需用費の増によるものであります。

3 項包括的支援事業・任意事業費3,414万3,000円、9.5%の増は、委託料の増によるものであります。

4 項その他諸費10万6,000円は、岩手県国民健康保険団体連合会に対する審査委託料で、前年度と同額となります。

5 款 1 項介護予防支援事業費709万7,000円、29.9%の減は、人件費の減によるものであります。

6 款 1 項基金積立金2,000円は、介護給付費準備基金預金利子に係る積立金でありまして、前年度と同額となります。

7 款公債費 1 項財政安定化基金償還金は、整理科目となります。

20ページをお開きください。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金535万1,000円は、被保険者の異動等に伴う納付済みの保険料の還付金などが主な内容で、前年度と同額となります。

2 項延滞金及び3 項繰出金は、整理科目となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（佐々木慶一君） 令和4年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについての質疑に入ります。

150ページをお開きください。

歳入。1 款保険料 1 項介護保険料。進行します。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料。進行します。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行します。

2 項国庫補助金。進行します。

151ページ中段まで。進行します。

4 款 1 項支払基金交付金。進行します。

5 款県支出金 1 項県負担金。次ページ上段まで。進行します。

2 項財政安定化基金支出金。進行します。

3 項県補助金。進行します。

6 款財産収入 1 項財産運用収入。進行します。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金。153ページ中段まで。進行します。

2 項基金繰入金。進行します。

8 款 1 項繰越金。進行します。

9 款諸収入 1 項居宅支援サービス計画費収入。進行します。

154ページ、2 項延滞金、加算金及び過料。進行します。

3 項雑入。進行します。

10 款 1 項町債。

歳入を終わります。

歳出に入ります。

155ページ、1 款総務費 1 項総務管理費。進行します。

2 項徴収費。進行します。

3 項介護認定審査会費。進行します。

4 項趣旨普及費。進行します。

2 款保険給付費 1 項介護サービス費等諸費。157ページ全部、158ページ上段まで。進行します。

2 項介護予防サービス等諸費。159ページ上段まで。進行します。

3 項その他諸費。進行します。

4 項高額介護サービス等諸費。進行します。

5 項高額医療合算介護サービス等費。進行します。

次ページ上段まで。進行します。

6 項特定入所者介護サービス等費。進行します。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金。次ページ上段まで。進行します。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費。進行します。

2 項一般介護予防事業費。次ページ下段まで。進行します。

3 項包括的支援事業・任意事業費。進行します。

163ページ全部。進行します。

164ページ全部。進行します。

165ページ下段まで。進行します。

4 項その他諸費。進行します。

5 款 1 項介護予防支援事業費。次ページ下段まで。進行します。

6 款 1 項基金積立金。進行します。

7 款公債費 1 項財政安定化基金償還金。進行します。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行します。

2 項延滞金。進行します。

3 項拠出金。進行します。失礼しました。3 項は繰出金でした。

令和 4 年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第24号令和 4 年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第24号令和 4 年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて御説明申し上げます。

21ページをお開きください。

令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,066万7,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

22ページをお開きください。

説明につきましては、款、項、金額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減要因または主な事業内容について御説明申し上げます。款及び項が同様の場合は省略いたします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

1款1項後期高齢者医療保険料8,745万7,000円、0.1%の減。普通徴収保険料の収納率につきましては、前年度までの収納実績を勘案し、現年度分98.5%、滞納繰越分71.4%を見込んでおります。

2款使用料及び手数料1項手数料3万2,000円は、督促手数料であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金及び4款1項寄附金は、いずれも整理科目であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金5,243万1,000円、21.1%の増。保険基盤安定負担金繰入金前年度実績見込みからの増となります。

6款1項繰越金は、整理科目であります。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料3万1,000円は、保険料延滞金であります。

同じく2項償還金及び還付加算金71万2,000円、17.3%の増。岩手県後期高齢者医療広域連合からの過年度分に係る保険料等の還付金であります。

同じく3項預金利子は、整理科目であります。

23ページを御覧ください。

歳出。

1款総務費1項総務管理費29万2,000円、1%の減です。後期高齢者医療事務費の減に伴うものであります。

同じく2項徴収費58万6,000円、0.8%の減。賦課徴収に係る郵券料の減に伴うもので

あります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1億3,907万6,000円、7.1%の増。徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を岩手県後期高齢者医療広域連合に納付する負担金であります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金71万2,000円、17.3%の増。過年度分の保険料還付金が主な内容であります。

同じく2項繰出金は、整理科目であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについての質疑に入ります。

180ページをお開きください。

歳入。1款1項後期高齢者医療保険料。進行します。

2款使用料及び手数料1項手数料。進行します。

3款国庫支出金1項国庫補助金。進行します。

4款1項寄附金。進行します。

5款繰入金1項一般会計繰入金。進行します。

6款1項繰越金。進行します。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料。進行します。

2項償還金及び還付加算金。進行します。

3項預金利子。進行します。

182ページ、歳出。1款総務費1項総務管理費。進行します。

2項徴収費。進行します。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金。進行します。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金。183ページ上段まで。進行します。

2項拠出金。進行します。

令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第25号令和4年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第25号令和4年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

別冊にて配付しております予算書の1ページを御覧願います。

第1条令和4年度大槌町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1、給水戸数4,900戸。
- 2、年間総配水量142万立方メートル。
- 3、1日平均配水量3,900立方メートル。

第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益3億67万2,000円、14.5%の減。主な要因は、給水量の減によるものであります。

第1項営業収益2億833万5,000円、9.6%の減。主なものは、営業活動から生ずる収益で、給水収益等であります。

第2項営業外収益9,227万9,000円、23.8%の減。主なものは、長期前受金戻入れ等あります。

第3項特別利益5万8,000円、主に過年度分の督促手数料を計上しております。

支出。

第1款水道事業費用3億2,326万1,000円、11%の減。主な要因は、既設管撤去に関わる経費の減によるものであります。

第1項営業費用2億8,521万7,000円、11.1%の減。事業活動のために生ずる費用であり、人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費等であります。

第2項営業外費用3,504万1,000円、11.1%の減。主なものとして、金融財務活動に要する費用であり、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税の納付見込額であります。

第3項特別損失100万3,000円、過年度損益修正損による特別損失であります。

第4項予備費200万円。

2ページ及び3ページを御覧願います。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億854万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金5,809万3,000円及び過年度内部留保資金5,044万9,000円で補填するものとす

る。

収入。

第1款資本的収入9,589万3,000円、59.5%の増。主な要因は、建設改良費の増加による企業債、国庫補助金等の減となっております。

第1項企業債7,000万円、65.4%の増。建設改良費に関わる起債借入見込額であります。

第2項補助金2,369万円、41.7%の増。建設改良費に関わる国庫補助金及び一般会計からの繰入金であります。

第3項出資金1,000円、整理科目であります。

第4項負担金220万円、一般会計からの消火栓設置負担金であります。

第5項工事負担金2,000円、整理科目であります。

支出。

第1款資本的支出2億443万5,000円、20.0%の増。主な要因は、配水設備改良費の増加によるものであります。

第1項建設改良費8,960万1,000円、58.8%の増。主に浪板地区老朽管更新工事に関わる費用を計上しております。

第2項企業債償還金1億1,483万2,000円、0.8%の増。企業債の元金償還金であります。

第3項補助金返還金1,000円、整理科目であります。

第4項操出金1,000円、整理科目であります。

第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水施設整備事業、限度額7,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の会計と同様ですので省略させていただきます。

第6条一時借入金の限度額は1億円と定める。

第7条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第8条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

第8条次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費3,943万円。

第9条大槌町一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は1,651万3,000円である。

4ページを御覧願います。

第10条棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（佐々木慶一君） 令和4年度大槌町水道事業会計予算を定めることについての
質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第5条企業債。進行します。

8ページをお開きください。

令和4年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。9ページ下段まで。
進行します。

19ページをお開きください。

令和4年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。20ページまで。進行します。

21ページ、令和4年度大槌町水道事業予定貸借対照表、資産の部。

22ページ、負債の部。

23ページ、資本の部。

25ページをお開きください。

収益的収入及び支出。収入。1款水道事業収益1項営業収益。26ページ。

27ページ。進みます。

2項営業外収益。28ページまで。進行します。

29ページ、3項特別利益。進行します。

30ページ、支出。1款水道事業費用1項営業費用。31ページ全部。

32ページ全部。

33ページ全部。

34ページ全部。進行します。

35ページ。

36ページ。

37ページ。

38ページ。

39ページまで。進行します。

2項営業外費用。進行します。

41ページ、お開きください。

3項特別損失。進行します。

4項予備費。進行します。

42ページ、資本的収入及び支出。収入。1款資本的収入1項企業債。進行します。

2項補助金。進行します。

3項出資金。進行します。

43ページ、4項負担金。進行します。

5項工事負担金。進行します。

44ページ、支出。菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 配水設備改良費のところでは伺います。

工事請負費、令和4年度の分として、吉里吉里、浪板地区で老朽管の更新工事が行われるわけですが、これは広く捉えて、町内全域の老朽管の更新工事について伺いたいと思います。この更新工事については、更新箇所の選定などを含めて計画的に進んでいるのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 来年度は浪板地区と吉里吉里地区について、老朽管の布設替え工事及び耐震工事を行っていきたく。ちなみに、昨年度までは小鎚地区のほうを行っており、例年、計画的に事業を実施しているものであります。

また、これからは浪板地区のほうを攻めていくような形になりますけれども、布設した年度とか、そういったものを勘案して、老朽の度合いとか、その辺を勘案して、計画的に布設替えの整備を行っていきたくと考えているものであります。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。計画的に進んでいるということでございます。

それで、水道管の法定耐用年数は布設から40年と言われておりますけれども、町内でも震災の津波被害がなかった地域では法定耐用年数を超えている水道管もあるわけですよ。それで、いまだに更新されていない箇所も当然あると思うんですけれども、ただ一方で、法定耐用年数40年はあくまでも目安であって、管の材質によっては50年は使えるもの、また、さらに言えば、最大80年間使用可能な管もあると聞いております。

それで、法定耐用年数を超えた老朽管の更新工事が負担になって、水道料金の値上がりにつながるといふ心配も当然あるわけでございますけれども、その辺、当町では水道管の耐用年数についてどのように捉えられているのか、お尋ねしたいです。

○委員長（佐々木慶一君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 耐用年数についてでございますけれども、委員おっしゃるとおり、管の種類、例えば塩ビ管であったりとか、配ポリ管であったりとか、あとは铸铁管だったりとか、その種類によって耐用年数はまちまちであります。当町には、特に古い管、石綿管等についてはもう更新が終わっていて、そういった心配は少なくなってきたはいますけれども、塩ビ管の耐用年数が次に来るのかなというふうになりますので、そちらのほうとか監視とか、そういったものを見ながら計画的な更新工事を行っていききたいと。

また、その中では、震災後ではありますけれども、簡易水道のほうも水道事業として取り込んでいると。そちらの管のほうがどちらかというところ傷みが、劣化が早いということもありますので、そちらも更新してまいりたいと考えておりますし、管路だけではなくて、配水、水源、そちらの設備工事、こちらの更新等も踏まえながら、持続可能な、継続的な水道事業の実施を行っていききたいと思っております。

料金の改定とかについては、また別の次元であるとも思っていますし、そちらについての一番の要因は、人口減による給水量の減少ということが大きいと捉えておりますので、まず更新事業については滞りなく計画的に進めてまいりたいと考えております。

○委員長（佐々木慶一君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） 詳しくありがとうございました。

それで、老朽管のことについてなんですけれども、これは一方で不安要素もありまして、鉛の水道管なども、どうなんだろう、今、当町においてはまだ現存というか、もうない。鉛に関しての水道管は、腐食して有害成分が出るというお話も聞いておりますが、塩ビとか今現在の老朽管に関しては、こういった健康被害に関しての不安というのはどうなんでしょう。

○委員長（佐々木慶一君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 水質の関係でございますけれども、水質は毎月のように、もしくは毎日のように、一般の方とか、あとは当町のほうでもって確認しております。その結果、飲料に値する水質であると、また保健所等にもそれらを確認してお

りますし、今後も飲料水というのは下水道と違って、特に重要なものであると認識しておりますので、特に注視しながら進めてまいりたいと考えています。水質については、全然問題は今のところはないと答えられます。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

45ページ、2項企業債償還金。進行します。

3項補助金返還金。進行します。

4項繰出金。進行します。

令和4年度大槌町水道事業会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第26号令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第26号令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

別冊にて配付しております予算書の1ページを御覧願います。

第1条令和4年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、次のとおりとする。

1、汚水処理戸数2,905戸。

2、年間総処理水量66万1,017立方メートル。

3、1日平均処理水量1,811立方メートル。

第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、第1款公共下水道事業費用のうち、営業費用中、雨水処理費の工事請負費520万円の財源に充てるため、企業債520万円を借り入れる。

収入。

第1款公共下水道事業収益7億3,425万5,000円、7.7%の減。主な要因は、減価償却費の減少に伴う長期前受金戻入れの減によるものであります。

第1項営業収益1億4,221万9,000円、7.6%の減。主なものは、使用料及び雨水処理に関わる負担金等であります。

第2項営業外収益5億9,203万4,000円、7.8%の減。主なものは、長期前受金戻入れ及び他会計負担金等であります。

第3項特別利益2,000円、整理科目であります。

第2款漁業集落排水事業収益2億593万2,000円、8.3%の増。主な要因は、減価償却費の増加に伴う長期前受金戻入れの増によるものです。

第1項営業収益4,000万1,000円、0.3%の増。主なものは、使用料及び雨水処理に係る負担金等であります。

第2項営業外収益1億6,592万9,000円、10.4%の増。主なものは、長期前受金戻入れ及び他会計負担金等であります。

第3項特別利益2,000円、整理科目であります。

2ページ及び3ページを御覧願います。

支出。

第1款公共下水道事業費用7億3,945万5,000円、6.7%の減。主な要因は、減価償却費の減によるものであります。

第1項営業費用6億7,956万6,000円、6.8%の減。事業活動のため生ずる費用であり、人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費等であります。

第2項営業外費用5,978万7,000円、4.4%の減。主に、金融財務活動に要する費用であり、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税の納付見込額であります。

第3項特別損失2,000円、整理科目であります。

第4項予備費10万円。

第2款漁業集落排水事業費用2億593万2,000円、12%の増。主な要因は、減価償却費の増によるものであります。

第1項営業費用1億9,048万1,000円、13.7%の増。事業活動のため生じる費用であり、人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費等であります。

第2項営業外費用1,534万9,000円、5.1%の減。主なものとして、金融財務活動に要する費用で、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税の納付見込額であります。

第3項特別損失2,000円、整理科目であります。

第4項予備費10万円。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収益的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,520万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入3億2,242万5,000円、10.5%の減。主な要因は、令

和3年度において下水道事業会計の一時的資金不足を解消するために出資金を計上したことによる減であります。

第1項企業債1億3,130万円、0.4%の減。建設改良費に関わる起債借入れ見込額であります。

第2項補助金5,575万円、17.3%の増。建設改良費に関わる国庫補助金であります。

第3項出資金5,806万6,000円、46.5%の減。企業債償還金の財源とする一般会計からの出資金であります。

第4項負担金7,730万9,000円、6.6%の増。受益者負担金及び一般会計からの雨水処理等に関わる負担金であります。

第2款漁業集落排水事業資本的収入2,745万4,000円、78.8%の減。主な要因は、令和3年度において下水道事業会計の一時的資金不足を解消するために出資金を計上したことによる減であります。

第2項補助金147万9,000円、0.6%の増。下水道会計収支不足に関わる一般会計からの繰入金であります。

第3項出資金1,677万5,000円、83.2%の減。企業債償還金の財源とする一般会計からの出資金であります。

第5項分担金2万1,000円、30%の減。漁業集落排水事業に関わる受益者分担金であります。

第7項負担金917万9,000円、12.6%の増。雨水処理等に関わる一般会計からの負担金であります。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出4億8,829万5,000円、7.6%の増。主な要因は、大槌浄化センター汚水ポンプ更新に関わる工事費の増加によるものであります。

第1項建設改良費1億5,560万円、10.7%の増。主に汚水管路新設工事に関わる費用を計上しております。

第2項企業債償還金3億3,269万5,000円、6.2%の増。企業債の元金償還金であります。

第2款漁業集落排水事業資本的支出7,679万3,000円、3.4%の増。主な要因は、企業債償還金の増加によるものであります。

第1項建設改良費150万円、公共ます設置工事に関わる費用を計上しております。

第2項企業債償還金7,529万3,000円、3.5%の増。企業債の元金償還金であります。

第4条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、排水設備工事資金利子補給金、公共下水道事業。期間、令和4年度から令和8年度。限度額12万5,000円。漁業集落排水事業。期間、令和4年度から令和8年度。限度額8万4,000円。

4ページを御覧願います。

第6条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。下水道事業債、公共下水道事業。限度額1億3,650万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の会計と同様ですので省略させていただきます。

第7条一時借入金の限度額は3億円と定める。

第8条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

第9条次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

職員給与費2,964万4,000円。

第10条下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,381万9,000円とする。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐々木慶一君） 令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについての質疑に入ります。

3ページをお開きください。

下段、第5条債務負担行為。進行します。

4ページ上段、第6条企業債。進行します。

11ページをお開きください。

令和4年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。12ページまで。進行します。

19ページをお開きください。

令和4年度大槌町下水道事業予定損益計算書。20ページまで。東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 1つ、2つお尋ねします。教えてください。

20ページの当年度の、これからなんですけど、その利益を104万7,000円ですか、プラスの、まず見込みですよ、課長、よろしいですか。20ページの当年度純利益というところですね。20ページですよ。154万7,000円の当年度純利益ではないですか、これは。（「そうです」の声あり）そうですね。通じました。それで、令和2年度から始まって、令和3年度も、私がちょっとはじいたら、恐らくマイナスの122万円ほどになって、それが累積赤字となって、112万円、66万円になって、それを4年度で150万円ほどもうけてということなんですけど、この154万7,000円の利益を出すための、課長の、来年度に向けた、まず取組を教えてくださいたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） すみません、お答えいたします。

下水道事業は、そのみでプラスに、黒字になるという事業では今のところなくて、一般会計の繰入金であったりとか、あとは令和3年度においては資金のために、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、赤字分の補填ということで出資金を頂いて、何とか経営をしているという状況であります。

今回についても、どうしても赤字というか、三角どうしてもマイナス部分が出てしまうものですから、それを打ち消すというわけではないですけども、単年度で一応こういう形で一般会計からとか、そういったものの繰入れでもって何とか耐えているといった、そういう状態であって、今後の見通しについてですけども、この状況を打開するためにも、いずれかの段階で、全てプラスになるということは難しいとは思いますが、処理場の維持管理費であったりとか、あとは職員の人件費とか、そういったものについては、何とかこの中で賄えるような経営にもっていきたいと考えてございます。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 確かに下水道会計は、一般会計からの応援金額がなければ、これは成り立たないというのは今までですよ、これからもそうだと思うんです。

要するに、一般会計からの応援金と、あえて言います、分かりやすく、いいですね。基準内の応援金もあるわけですよ。それよりオーバーだと、基準外の応援金が出てくるわけです。そうすると、まず我々が望むのは、一般会計からの繰出金はなるべく基準

内の中で収めてほしいと。ならば、課長が言われたとおり、かかる経費の中は、事業の中のもうけでやりくりしてもらいたいというところなんです、ちなみに令和元年から令和2年ということで、一般会計からの繰り出しの中に基準外のものが結構ありますが、今年度はどの程度のお見込みで計画を立てているのかというところを教えてくださいと思います。（「基準外の部分ですか」の声あり）外、外。

○委員長（佐々木慶一君） 暫時休憩します。

休 憩 午後 3時22分

○

再 開 午後 3時28分

○委員長（佐々木慶一君） 再開します。

上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） すみません。ちょっと足し算に時間がかかってしまつて申し訳ありません。

基準外のほうの金額については1億9,441万円となっております、基準内のほう、直営のほうで何とかなっている部分の金額についても申し上げます。こちらについては2億9,737万5,000円となっております。以上です。

○委員長（佐々木慶一君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 基準外が約2,000万円ほどということで、違う、2億。それで、何でこういう話をするかと申しますと、前段申し上げましたが、この事業は現代生活を送る上では欠かせない事業でありますので、これからまだまだ計画どおり進めていかなければいけないところもあると思うし、将来は管の交換等も出てきますよね、水道と一緒に。

ですので、一般会計からの繰り出しがなければこの事業は成り立たないという中で、いかにして計画どおりに事を進めながら、一般会計の財政にも影響が少ないようにしてもらおうかというところを私も認識したいし、そしてまた皆さん、議員の方々にも、その「外」というところがちょっと、やっぱり気にしていただきたいなということで質問しました。

特別会計、医療関係でも一般会計からの繰り出しはあるんですが、ほぼほぼ基準内で通っているわけですが、この事業だけは特別、事業が大きいので、特別な応援もしなければいけないというところをお聞きしたかったわけです。頑張ってください。終わります。

す。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

21ページ、令和4年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、資産の部。

22ページ、負債の部。

23ページ、資本の部。進行します。

27ページをお開きください。

収益的収入及び支出。収入。1款公共下水道事業収益1項営業収益。進行します。

2項営業外収益。進行します。

28ページ、3項特別利益。進行します。

2款漁業集落排水事業収益1項営業収益。進行します。

2項営業外収益。進行します。

3項特別利益。進行します。

30ページ、支出。1款公共下水道事業費用1項営業費用。進行します。

31ページ。

32ページ全部。

33ページ下段まで。進行します。

2項営業外費用、34ページ上段まで。進行します。

3項特別損失。進行します。

4項予備費。進行します。

2款漁業集落排水事業費用1項営業費用。白澤委員。

○2番（白澤良一君） すみません。委託料の放流水の水質及び脱水汚泥分析業務委託料で、この調査項目と、それから分析の回数をお尋ねしたいと思います。

○委員長（佐々木慶一君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） ちょっと記憶によってしまいますけれども、検査項目については51程度、それで、回数については年4回と承知しております。

○委員長（佐々木慶一君） 白澤委員。

○2番（白澤良一君） 実は、この施設の中で、本当、かなり高級処理をしていると思いますので、放流のところに、例えば遊水地みたいなものを造って、そこに小さい池を造って、生物がいっぱい集まってくるような、例えばゲンジボタルの幼虫を放流して、夏になるとホタルがランプにするような施設も見ていますので。そういう、せっかくお金

をかけて水処理をしているのであれば、そういう施設を造って、今、生物多様性の時代ですので、そういう環境に配慮している施設としてPRして、もう十分なのか、そういう思いで今、質問いたしました。コメントがあれば。

○委員長（佐々木慶一君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） ありがとうございます。大槌町は、まず大槌浄化センターと、あと公共下水道事業ではないですけれども、漁業集落排水処理事業の2系統で行っていきまして、漁集については浄化槽のような扱いになっています。漁集については、吉里吉里のほうから直接海に放流している状態で、暗渠になっておりますので、開渠ではないです。

大槌浄化センターについては、小槌川のほうではなくて、その背後に生井沢がありまして、そこにもうダイレクトに放流しているものですから、距離としては5メートルもない距離になりますので、新たな施設整備ということはちょっと難しいかなというふうに承知しております。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

36ページ全部、37ページ中段まで。進行します。

2項営業外費用。進行します。

38ページ、3項特別損失。進行します。

4項予備費。進行します。

資本的収入及び支出。収入。1款公益下水道事業資本的収入1項企業債。進行します。

2項補助金。進行します。

3項出資金。進行します。

40ページ、4項負担金。進行します。

2款漁業集落排水事業資本的収入2項補助金。進行します。

3項出資金。進行します。

5項分担金。進行します。

7項負担金。進行します。

42ページ、お開きください。

支出。1款公共下水道事業資本的支出1項建設改良費。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） すみません。ここに、沢山、赤浜地区の汚水のこと出ていますが、昨年度から、県のほうで崖地とか、あと土砂災害地域指定という網がかかっ

た場所もあります。その中で、今現在、急に移転もできないし、居住、ちょっと長くしたいということで、管に接続とかそういうことについて可能であるかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（佐々木慶一君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） お答えいたします。

まず、赤浜地区でございますけれども、この場所は今年度から事業を実施している惣川地区、そちらの管路の新設工事を行っているものであります。県道吉里吉里釜石線には復興事業でもって本管を接続したものですから、そこに接続する枝線ということで整備を図っているもので、沢山地区については、現在進めている迫又地区、そちらを延伸するといった工事ということになっております。（「本管、接続可能なの」の声あり）接続については、工事が終わって、翌年度に告知しますので、その後は個人の排水設備を接続することは可能となります。

○委員長（佐々木慶一君） 進行します。

2項企業債償還金。進行します。

2款漁業集落排水事業資本的支出1項建設改良費。進行します。

2項企業債償還金。進行します。

令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

以上をもって、議題となっております各会計予算の質疑は全て終了いたしました。町長。

○町長（平野公三君） 令和4年度当初予算審議、大変ありがとうございます。

さて、一般会計予算において、大槌町文化交流センター指定管理委託料に関する御審議を受け、委員の皆様の御発言の内容をそしゃくし、次の3点で今後の方向性等をお示ししたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目、今回のような公の施設の指定期間における制度の見直しや、行政運営上、議会に説明が必要と思われる方針や変更等については、適時に議会に御説明申し上げ、御理解を得た上で行政運営を行うことに努めてまいります。

なお、今回の公の施設の指定管理委託料に係る人件費及び一般管理費の方針見直しによる大幅な委託料の変更について、事前に議会に説明しないまま審議に入ってしまったことについて、深くおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

2点目であります。指定管理者制度の運用を次のように見直していきたいと思ひます。

1つは、指定管理者審査委員会の民間委員の枠を見直し、広く開かれた透明性のある組織とします。

2つに、公の施設の指定管理料の新規、更新時を捉え、予算書において債務負担行為を設定し、指定管理委託料の透明性を担保できるようにします。

3つに、今後においては、指定管理制度を広く町内の企業、団体、組織にPRし、多くの町民が行政と一体となってまちづくりに取り組めるようにしたいと思います。

3点目であります。本予算特別委員会の御審議を受け、大槌町文化交流センター及び図書館の指定管理委託料については、指定された期間内であることから、人件費について岩手県最低賃金を勘案するとともに、一般管理費については前年度と同率とすること。また、中央公民館、城山体育館の指定管理料の予算額に誤りがあったことから、過大な金額について、追加議案として令和4年度大槌町一般会計補正予算（第1号）に減額して提案をしたいと考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐々木慶一君） 本日はこれをもって散会といたします。

明日18日金曜日は午前10時から予算特別委員会を再開いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

散 会 午後3時42分